

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 9 日 )  
( 第 13 号 )

第13号  
6月9日



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 13 号

○平成26年6月9日（月曜日）

---

□会議に先立ち、永田正巳議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の哀悼の言葉を述べた。

○議長（永田正巳） おはようございます。会議に先立ちまして、一言申し上げます。

このたびの桂宮宜仁親王殿下の御逝去に当たりましては、議会を代表して謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。会議に先立ちまして、私からも一言申し上げます。

昨日、桂宮宜仁親王殿下の突然の御訃報に接し、まことに悲しみの念を禁じ得ません。殿下には御療養なされるまで、伊勢神宮御参拝をはじめ、幾度となく御来県いただいたこともあり、御回復を願っておりましたところ、このたびはまことに哀惜にたえません。天皇皇后両陛下をはじめ、御近親の方々の深い悲しみをお察し申し上げ、県民を代表して心から哀悼の意を表します。

---

### 議事日程（第13号）

平成26年6月9日（月）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第127号

[委員長報告、採決]

---

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第127号

---

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市

20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正 人
22	番	奥	野	英 介
23	番	中	川	康 洋
24	番	今	井	智 広
25	番	藤	田	宜 三
26	番	後	藤	健 一
27	番	辻		三千 宣
28	番	笹	井	健 司
29	番	稲	垣	昭 義
30	番	北	川	裕 之
31	番	舘		直 人
32	番	服	部	富 男
33	番	津	田	健 児
34	番	中	嶋	年 規
35	番	青	木	謙 順
36	番	中	森	博 文
37	番	前	野	和 美
38	番	水	谷	隆
39	番	日	沖	正 信
40	番	前	田	剛 志
41	番	舟	橋	裕 幸
43	番	三	谷	哲 央
44	番	中	村	進 一
45	番	岩	田	隆 嘉
46	番	貝	増	吉 郎
47	番	山	本	勝
48	番	永	田	正 巳

49	番	山	本	教	和
50	番	西	場	信	行
51	番	中	川	正	美
(52)	番	欠			員)
(42)	番	欠			番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥	井	隆	男
書記(事務局次長)	青	木	正	晴
書記(議事課長)	米	田	昌	司
書記(企画法務課長)	佐々	木	俊	之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書記(議事課主幹)	中	村	晃	康
書記(議事課主査)	松	本		昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	石	垣	英	一
副知事	植	田		隆
危機管理統括監	渡	邊	信	一郎
防災対策部長	稲	垣		司
戦略企画部長	竹	内		望
総務部長	稲	垣	清	文
健康福祉部長	北	岡	寛	之
環境生活部長	高	沖	芳	寿
地域連携部長	水	谷	一	秀
農林水産部長	橋	爪	彰	男
雇用経済部長	廣	田	恵	子

県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員長	西本 健郎
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員長	飯田 俊司
人事委員会事務局長	速水 恒夫
選挙管理委員会委員	落合 隆
労働委員会事務局長	前  寫 卓  弥

---

午前10時2分開議

## 開 議

○議長（永田正巳） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月6日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第127号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
127	平成26年度三重県一般会計補正予算（第2号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年6月6日

三重県議会議長 永田 正巳 様

予算決算常任委員長 稲垣 昭義

---

## 質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） 皆様、おはようございます。伊賀市選出の自民みらいの末っ子の栗野仁博でございます。議長のお許しを頂戴いたしましたので、通告に従い質問をさせていただきたいと存じます。

先ほど議長並びに知事からもお話がございましたけれども、天皇陛下のいここに当たられます桂宮宜仁親王殿下が御薨去されました。謹んで哀悼の誠をささげたいと私からも思っております。

次に、昨年9月定例会議で私も一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、昨年9月の台風18号の被害並びに本年2月の雪害に関しましては、知事を筆頭に関係部局の皆様、本当に大変お世話になりました。迅速な対応に心より感謝を申し上げる次第でございます。今後とも、万が一の際には同様の対応をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、早速質問に入りますけれども、今回6月定例会議のトップバッターということで、今議会の雰囲気をつくる大きな担いをいただいたかなというふうに思っております。ごらんいただいております皆様にもわかりやすく、興味深く、かつ元気に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず一つ目の質問に移らせていただきますが、郷土愛・郷土力向上についてでございます。

私自身この質問に込めた思いは、知事提案説明でも言及されております人口の社会減、村林議員も議会でよく取り上げていただいておりますけれども、いわば若者の県外への流出にストップをかけたいという思いからの質問でございます。

昨年、国立社会保障・人口問題研究所から発表されました人口の将来推計でありますけれども、2040年には三重県の人口が約150万人になるという衝撃的な数字でございました。この数値は少子・高齢化による人口減を推計しているわけでございますけれども、さらに衝撃的な数値が先月発表をされました。

日本創成会議の人口減少問題検討分科会でございますけれども、座長は元総務大臣であります増田寛也さんがやっておりますが、その発表によりますと、昨年3月にまとめたいわゆる将来推計人口のデータをもとに、最近の都市間の人口移動の状況を加味して2040年の20代、30代の女性の

数を試算いたしました。その結果、2010年と比較して若年女性が半分以下に減る自治体、いわゆる消滅可能性都市と言われておりますけれども、全国で896市区町村に上ることが発表されております。

三重県におきましても、29市町の中で県南部を中心に14の市町が消滅可能性都市と発表をされました。最初私はこのデータを見たときは本当にふざけるなというふうに思いましたけれども、しかしながら、冷静に考えてみますとこれはえらいこっちゃと。そうならないように、早急に手だてを打たなければならぬというふうに考えるに至ったわけであります。

その日本創成会議が、発表の場におきましてストップ少子化・地方元気戦略という名称で提言がなされております。その内容は、希望出生率が1.80を2025年までに達成するべきであるとか、さらに都市一極集中の人の流れを変えろとか、さらには女性の人材をより一層登用とか、そういった内容などが盛り込まれておりまして、長期的な視点から政策を迅速にやっていると、実行する必要があるというような内容でございました。

覚えていらっしゃる方もおられると思いますけれども、昨年私自身この一般質問で御披露いたしましたアワノミクス3本の矢でございますけれども、いわゆる首都機能移転並びにリニア早期全線開業、名神名阪連絡道路早期実現は、昨年は防災面から質問をさせていただきましたが、都市一極集中の人の流れを変えるという効果を期待してのものでもあります。今回はこのアワノミクス3本の矢について質問をするわけではありません。

先ほどの日本創成会議の提言の中にはなかったのですが、先ほどの提言プラス郷土愛・郷土力を育むということは、若者の流出を食い止める手段の一つであると考えております。この大きな1番、いわゆる大項目の中で六つに分けて質問をさせていただきますけれども、根底に流れる基本理念というのは人口の流出阻止であるというふうにお考えいただきたいと思っております。その前提のもとで質問をさせていただきます。

まずは国歌についてであります。

間もなくブラジルワールドカップが始まります。国の誇りをかけてサムラ

イブルーの選手たちが試合に臨むわけでありませけれども、試合開始前に国歌が演奏されます。皆胸の日の丸に手を当てて国歌を口ずさむ姿というのは非常に勇壮的であり、かつ神秘的であると私自身思っておりますし、見ている我々もぐっと集中力が高まり、試合に引き込まれるシーンであると思っております。皆日本に対する愛国心を持って代表選手たちにエールを送っている瞬間だと感じております。

しかしながら、一昨年の質問でも取り上げさせていただいたのですが、学校教育における国歌のあり方に関しては、今申しましたワールドカップの国歌とは全く違うもののように思えてなりません。毎年いろんな学校行事に参加させていただいておりますが、式次第にしっかりと記載されている国歌斉唱がなされているというところを私はいまだ見たことがございません。その後どのような指導がなされたのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、2番、日本国土教育についてお尋ねいたします。

近年、我が国の領土、領海問題がいろんなところで顕在化してきております。そういった状況下におきまして、昨年11月、文部科学省で出された我が国の教科書における領土の記述についてというのがあるんですけれども、こちらなんです、（現物を示す）そちらでは小学校では北方領土、中学校では北方領土、竹島、高等学校では北方領土と竹島、さらに尖閣諸島を記述し、領土に関する教育を進めるという発表がなされております。

片や中国、韓国、ロシア、近隣諸国ですけれども、その教科書ではどうなっているのかといいますと、同時期、昨年の11月に外務省アジア大洋州局並びにロシア課が発表した内容がございます。実はこちらなんですけれども、（現物を示す）今日はちょっと詳しくは説明しませんが、それぞれの国が尖閣諸島並びに竹島、北方領土の領有を主張しております。これは正直申し上げまして断固抗議をするところでありませけれども、それよりもまず子どもたちに我が国の領土・領海をしっかりと認識してもらう教育が重要であると私自身は考えております。

現在学校の授業で取り上げられる日本地図は、こちらをごらんいただきましたいんですけれども、（パネルを示す）この地図のようなものが多く見られます。都道府県名を覚えるためには決して悪い地図ではないんですけれども、このように沖縄県や北海道を別表示いたしますと本来の日本の国土がわかりにくく、さらに離島などの表記は難しいというのが実情であります。

加えて、我が国は海洋国家であるわけであります。領海はもちろん我が国固有の資産であります。現実領土より領海のほうが大きいわけでありますけれども、この地図では本来の日本の大きさがわからないというのも問題であります。文部科学省の発表のとおり、しっかりとした領土・領海教育をしていくためには、日本全図を子どもたちが身近に見られる環境を整備することが大切であろうというふうに考えております。

ここで他県の取組を紹介させていただきますと、熊本県では子どもたちに正しい日本地図を見て図形から日本を学んでもらおうということで、国土地理院の地図をA1サイズにいたしまして、昨年4月から県立中学校並びに高校、特別支援学校高等部の各クラス、さらに各教育事務所などの関係機関1200所に配付をいたしまして張ってもらっているようでございます。（パネルを示す）こちらが実際熊本県が作成した地図であります。また、隣の岐阜県では、この地図にEEZ、排他的経済水域も記載いたしまして、領海の大きさも明示したもの、こちらを小・中・高等学校の教室の後ろに掲示するという取組がなされております。

私は領土、領海だけの問題に特化して話をしているのではなく、子どもたちに国に対する愛国心の醸成や正しい日本の地理的な学習を推進する上でも大いに役立つものであるというふうに私は考えております。ぜひとも県管轄教育機関並びに各市町教育委員会にかけ合ってくださいまして、正しい日本地図の教室掲示を三重県でもお願いする次第であります。ちなみに熊本県では1200枚作成いたしまして、送料を含めて10万円ちょっとでできたというふうに伺っております。国歌とあわせて御所見を伺いたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 2点お尋ねがございました。まず、1点目の国歌斉唱について御答弁申し上げます。

国歌については、学習指導要領の中で小・中学校ともに、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ斉唱を指導することと定められています。また、小・中学校の社会科において、国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てることが示されており、様々な機会を通して指導が進められています。

例えば県内のある学校では、ソチオリンピックでの日本選手の表彰を見て、社会科で国旗、国歌について考える学習を行った実践例もあります。さらに小学校の音楽では、国歌君が代はいずれの学年においても歌えるように指導することと示されており、各学年において継続的な指導が行われています。

県教育委員会では、毎年4月に開催する全ての市町の指導主事などが参加する会議におきまして、国旗、国歌の取り扱いに関する資料を配付し、各学校への指導の充実を働きかけています。また、毎年入学式や卒業式における国歌斉唱の実施状況を調査し、全ての小・中学校での国歌斉唱の実施を確認してきました。

議員が質問をされました平成24年の答弁を踏まえまして一層の指導の充実を図るため、平成25年度からは指導主事が学校訪問を行った際に、テープで曲を流すだけでなく、斉唱の状況などの詳細な聞き取りを行っています。さらに今年度からは県教育委員会の人事監も小・中学校の国歌斉唱について確認し、指導をしているところでございます。

そのような中、東紀州地域のある小学校では、今年3月の卒業式での国歌斉唱の際、テープで流していた国歌が途中でとまるといったハプニングがあったものの、子どもたちの見事な斉唱が最後まで途切れることなく続き、そのすばらしい歌声に出席された方から大きな拍手が起こったという例も聞いているところでございます。今後とも引き続き市町教育委員会と連携し、国歌の意義を理解し、斉唱が適切に行われるよう粘り強く取り組んでまいります。

続きまして、日本国土教育の推進でございます。

我が国の領土についての学習は、小学校第5学年の社会科及び中学校社会科の地理的分野などにおいて学ぶこととされています。中学校においては平成26年1月28日付で学習指導要領解説の社会編の一部が改訂され、これまでの北方領土に加え、竹島や尖閣諸島が我が国固有の領土であることが明記され、領土に関する教育の充実を図るよう文部科学省から通知されたところでございます。

小・中学校では、社会科で児童・生徒の発達段階に応じて我が国の領域について理解が深まるよう、地図などの資料を活用し指導が行われています。小・中学校で使用されている地図帳には、議員も御指摘がございましたが、本州や九州などの詳細な地域地図に加え、日本の位置とその周りの国々の位置関係がわかるように、尖閣諸島なども含めた日本全体の地図も掲載されております。

各小・中学校では、さらにかげ地図、地球儀、資料集、白地図などの教材やインターネットなども活用し、日本の領域とその周りの国々についての指導が進められています。県教育委員会といたしましては、視覚的に日本の領域を意識できるような教育環境の整備を図ることも大切であると考えております。今後は他県の先進的な取組も参考にしつつ、地図も含めた効果的な指導方法の工夫改善について、市町教育委員会と検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

まず国歌についてでありますけれども、本当に今東紀州の小学校のお話でございます。私自身、正直斉唱というのをやっているところを見たことが実はないんですけれども、いろんなところで話は聞かせていただいておりますし、きちっと斉唱しているという学校も実はあるのも知っております。ただ、やはり全県的にというのを、先ほど教育長も指導しておるというお話を

いただきましたけれども、ぜひともこれは来年度には、仮に卒業式にはどこのどの学校も歌われているように御指導いただきたいなと思っております。

続きまして、地図の件ですけれども、本当に地図帳には実は全国地図といえますか、先ほど見ていただきました日本全図が載っているものがあります。しかしながら、その地図をずっと見ているというわけではありません。やはり教室等に掲示することによって日本の大きさというものがわかってくる。さらには、冒頭申し上げましたように、愛国心、要は郷土愛というのを育てることによってこの日本をしっかり背負っていこうという気概、気骨を持った子どもたちが育つ可能性もあるであろうと私は思っております。

正しい日本地図の教育というのは、我が国を知る上での第1段階、1丁目1番地であると思っておりますので、ぜひとも各市町教育委員会等とお話しいただきまして実現に向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

続きまして、国から県のほうに話は変わりますけれども、ふるさと三重かるたの活用についての質問をさせていただきたいと思っております。

こちらも教育委員会なんですけれども、郷土愛を育む教育の一環といたしましてふるさと三重かるたが開発されました。これは小・中学校で三重の文化とともに教材として使用されるというふうに伺っております。現物を拝見させていただきましたが、（パネルを示す）ちょっとこちら一つだけ例で写真を撮ったんですけれども、非常に読み句、絵札それぞれに工夫されておまして、非常にいいできであるというふうに思っております。

郷土愛・郷土力というのを育てる上で、やはり自分のところのまちの宝、自分のところのまちの文化というのがわからないと、なかなか世に打って出られない。世に広めていけないというところもありますので、大いにこのかるたの活用は私自身期待するところであります。そういった中で、今現在の配付状況並びに教育現場における使用方法をお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） ふるさと三重かるたについて御答弁申し上げます。

県教育委員会では、郷土に関する興味、関心を高め、三重県のよさを発信できる力を子どもたちに育成するため、ふるさと三重かるたを平成25年度に作成いたしました。

作成に当たっては、三重県の自然や歴史、文化などを取り上げた郷土学習用の教材、三重の文化を平成22年に作成いたしましたが、それをもとに三重県内の全ての市町から選定した44の題材をテーマとした絵札を作成いたしました。読み句については県内の小・中学生1万2400人からの応募があり、応募作成2万1612句の中から44句を選定いたしました。

配付に当たりましては、1セット当たり6人程度で遊べることを目指して、平成25年から27年までの3カ年にわたって約8000セットを県内の全ての幼稚園から中学校までを対象に計画的に配付することとしております。活用にあたりましては、各学校におけるかるた大会の開催をはじめ、関係する教科などで広く活用されることを期待しています。

また、市町教育委員会と連携して、公民館などでの生涯学習の活用も含め、様々な活用方法やすぐれた実践事例の紹介などを通じて活用の推進を働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

これは本当にいい取組であろうと思っております。各学校に早く配付していただき、早く教育の現場でこれを使うことによって、この三重県のすばらしさというものがわかってくるであろうと。冒頭申し上げましたように、この質問は6項目ありますけれども、全ての質問において根底に流れる理念というのは、やはり人口の社会減を1人でも減らしたいと。そのためには我が郷土を愛していただくという気持ちを育てていくのも、婚活とかそういういろんな事業も大事ですけれども、一つ効果としてあるのではないかと私自身思っておりますので、引き続き推進のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、俳句文化についてお伺いをいたします。

本年は熊野古道世界遺産登録10周年で盛り上がっておりますけれども、松尾芭蕉生誕370年の年でもあります。ふるさと伊賀市では、様々なイベントを通じまして文化に観光にと多様な発信を行っております。しかしながら、県内を見渡しますと、芭蕉翁が伊賀市出身であるということを知らない方もいらっしゃる、県外のほうでは東北の出身とまで言う方もいらっしゃるというのが実情であります。これは非常に残念であり、世界三大詩人である芭蕉翁は、本来ふるさとの誇りであると捉えなければならないと同時に、三重県民一人ひとりがその誇りを発信していくべきであろうと私は考えております。

しかしながら、三重県民をして芭蕉翁にふれあう機会が少ないのがその要因なのかなとも考えておるところでございまして、伊賀市のほうでは、ユネスコ世界無形文化遺産に俳句を登録できないかと実は検討しているところもございまして。昨年和食が世界無形文化遺産に登録をされました。その際は各国で和食レシピのサイトが開設されるなど、本当に和食ブームに火が付き、経済効果も大いにあったというふうに考えております。

そこで少し提案がございまして。伊賀市在住の生徒であれば皆経験していることなんですけれども、実は夏休みの宿題に俳句を5句つくるというものがあります。これは俳句文化にふれあうとともに、毎年10月12日に開催されます芭蕉祭の献詠俳句に応募するためであります。私もその経験を積んでおりまして、実はこちらをごらんいただきたいのですが、(パネルを示す)これは小学校6年生のときに芭蕉祭に入選した賞状であります。いつも駄じゃれ俳句ばかり言うにせものと思われているかもしれませんが、実は私は本物なのでございます。

自慢話はさておきまして、このように伊賀市の子どもたちは知らず知らずのうちに俳句文化に触れているわけでありまして。こういう入選等々の賞状をもってして、僕、こんなのをやったんやよというような自信を持つわけでございます。

今年は芭蕉翁生誕370年の節目の年であります。三重県内の生徒さんにも

ぜひ芭蕉翁献詠俳句に応募していただけるよう取り組んでいただくのはいかがでしょうか。予算もかかりませんし、各市町教育委員会に御指導いただくだけです。あえて言うならば、俳句を集めて送る送料はかかりますけれども、大きな出費ではございません。俳句文化を三重の文化としてお広めいただきますことをぜひ御一考いただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 俳句文化についてお答え申し上げます。

小学校及び中学校の学習指導要領の国語では、伝統的な言語文化に関する事項について指導することとされており、俳句についても小学校、中学校ともに国語の授業で指導が行われています。

俳句の学習については、小学校では情景がわかりやすく、声に出して読みやすい作品を中心にして、俳句に親しみを持てるよう指導が行われています。また、中学校においては歴史的背景などに注意して作品を読んだり、俳句に込められた作者の思いなどを想像したりしながら、その世界に親しむことができるような学習が進められております。

特に三重県教育委員会では、本県が松尾芭蕉生誕の地であることから、道徳教育用教材、三重県心のノートにおいて、俳句を通じて日本の伝統や文化のよさについて考えることができるよう、松尾芭蕉を題材に取り上げています。この学習を通じて、俳句が日本だけでなく世界の人々に親しまれる魅力ある言語文化であるということを子どもたちに気づいていただくことを期待しております。

県内にはこのような学習の後に俳句や歌などの創作活動に取り組んでいる学校もあります。御紹介のありました伊賀市での芭蕉祭に合わせて小・中学生が俳句に親しむ取組のほか、紀北町では郷土の俳人、三浦樗良顕彰祭に地元小・中学生が参加しております。また、俳句に加えまして、鈴鹿市では佐佐木信綱を顕彰する歌会に小・中学生が参加しています。

このように県内の各地域には伝統的な言語文化に触れる活動が様々ある中

で、県教育委員会といたしましては、児童・生徒が俳句を詠み発表する機会の一つとして、芭蕉祭の献詠俳句があることについても市町教育委員会を通じて各小・中学校に紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

本当に芭蕉、特に俳句というのは芭蕉がつくったというふうに言われておりますけれども、やはり先ほど申されましたように各地域での取組というのもございます。先ほど賞状を見ていただきましたけれども、私自身芭蕉さん、特に俳句をつくっていて何とも思っていなかったのが子どものころであります。しかしながら、知らず知らずのうちに5・7・5という音になれてきて、それが三重の文化であり、伊賀の文化であり、これは伊賀の誇りなんだ、三重の誇りなんだというふうに思えてくるようになってまいりました。

ですので、特に、もちろん学習指導要領に乗っかってやっていただくのは大事なんですけども、三重県として独自の俳句教育というのをお進めいただきたいと思っておりますし、芭蕉祭には三重県教育長賞というものも出していると思いますので、ぜひとも県内の学校に芭蕉翁献詠俳句に応募いただきますよう、お取組のほうを進めていただきたいと思っております。

続きまして、野球競技力向上につきまして質問させていただきます。

まず、先におわびを申し上げなければなりません。実は私自身スポーツを所管する常任委員会に所属しております。さらに委員長という立場であります。本来このジャンルの質問はここですべきではないんですけども、実はそもそもその委員会に所属が決まっていなくて、今回の質問は本当は全部スポーツでやるつもりでありましたけれども、縁あって総務地域連携常任委員会の配属となりました。質問内容も変更したわけですけども、今回の郷土愛・郷土力ということに関しましてはどうしても外せない問題でございましたので、あえてさせていただきますことを御了承いただきたいと思っております。

今回野球競技力ということですが、特に高校野球に絞って質問をさせていただきます。私自身野球大好き県議会議員であります。特に高校野球の季節となれば血肉沸き立ち、甲子園での我が県の代表の試合となればテレビ、ラジオにかじりつくというのが習慣でございます。今年の選抜大会も三重高校の応援に甲子園に行かせていただきました。県民の方々の多くも三重県代表の試合となれば応援に熱が入るというふうに思っております。

私は大学時代東京にいましたけれども、他県出身の仲間と話す際にも三重県勢が勝利すれば自慢話でございましたし、誇りでありました。これは郷土愛・郷土力を育む要因の一つであるというふうに私は考えております。しかしながら、最近の三重県勢の甲子園における成績は芳しくないというのが実情であります。

そこで、このフリップをごらんください。（パネルを示す）これは三重県と新潟県代表の甲子園における戦績を比較したものでございます。なぜ新潟県かといいますと、後ほど言及いたしますが、甲子園における通算勝率で47都道府県中47位、いわゆる最下位なのが新潟県です。

その新潟県と比較をいたしますと、まず三重県勢ですが、小さいのでごめんなさい。少し申し上げさせていただきますけれども、春夏通算で三重県勢は83回出場しております。戦績は48勝81敗1分けで、勝率は3割7分2厘、勝率順位は38位、対する新潟県は春夏通算で65回の出場、戦績は26勝65敗で勝率は2割8分6厘、勝率順位は先ほどお伝えいたしましたように全国最下位の47位となっております。過去最高位は三重県勢が春夏それぞれ1回ずつ優勝をしているのに対しまして、新潟県勢は春ベスト8、夏準優勝が最高位となっております。

このデータだけを見ると、三重県勢のほうが活躍をしているのかなと思えますが、ここ10年の成績を見てみますと、三重県勢出場15回、戦績は4勝15敗1分け、勝率2割1分1厘、勝率順位は全国45位、新潟県勢は出場16回、戦績が12勝16敗、勝率4割2分9厘、勝率順位32位となっております。近年は新潟県勢の躍進が目覚ましく、野球弱小県と言われたのは過去のことであ

ると思えてなりません。

ちなみに新潟県勢の一口メモを御披露いたしますと、春の選抜大会に関しましては新潟県史上初勝利が2006年の第78回大会、また、春の選抜の通算出場回数は12回ながら、ここ10年で6回出場しております。夏の選手権におきましても、ここ10年は9勝10敗とほぼ5割でございます。対する三重県勢は夏の選手権は精彩を欠きましてここ10年で1勝10敗1分け、勝率にすると1割に満たないというのが現実であります。新潟県勢は、春夏合計で見ても通算26勝のうちこの10年で12勝を記録しております。目に見えて活躍しているなどというデータであると思っております。

ちなみにこの比較で一番大事なこと、実は一番下に書かせていただいておりますが、ここ10年で1試合当たりで与えた四死球、フォアボール、デッドボール、四死球は新潟県が3.82個、ちなみに三重県は1試合当たり4.85個であります。ついで失策、エラーは1試合当たり0.86個、ちなみに三重県勢は1.30個、それぞれ新潟県勢のほうがいい数字をたたき出しております。

この数字が何を意味するのかといいますと、三重県勢のほうが余計な走者を出し、余計な点を与えてしまっているということにほかなりません。ヒットを打たれるということは、これはもう仕方がないことなんですけれども、四死球やエラーというのは未然に防ぐことができるというふうに考えております。この結果をもって、決して選手並びに指導者を責めるというわけではなくて、結果が伴わないのは選手と指導者だけではなく、要は環境にもあるというふうに私は考えております。

実は新潟県は新潟県営野球場、現在はネーミングライツによりましてハードオフエコスタジアム新潟となっておりますけれども、2009年に新設をいたしました。この球場は同年開催の新潟国体に向けてつくられたわけですが、高校野球強化策の一環という側面も持ち合わせておりました。といいますのも、まず県内に野球のメッカがなかった。それでは球児たちの憧れの場所もなく、優秀な選手は県外に流出していくという時代が続いたわけでありまして。さらに甲子園球場規格の野球場はもちろなく、出場した選手は雰

困気にもまれてしまい、実力が発揮できないという悪循環がありました。こういった状況を打破すべく、国体を契機に球場新設というふうになったわけでありませぬ。

つけ足しますと、ハードオフエコスタジアム新潟のマウンドは実は甲子園球場仕様、甲子園球場とほぼ同様となっております。さらに土の部分もよく整備され、甲子園球場により近い状態にしておるといふふうなお話を伺っております。それによりまして、ピッチャーは甲子園球場でも予選同様のポテンシャルを発揮できるようになり、野手は甲子園球場の大きさに戸惑いがなくなり、伸び伸びとプレーできるようになったといふふうにも伺っております。

そこで、三重県に目を向けませぬ。プロ野球公式戦ができる球場は一つもありません。これでは優秀な選手の県外流出といふのは避けられないといふのが現実であろうと思っております。寂しい限りでございますけれども、ここで唯一の県営球場である松阪球場と甲子園球場を比較してみたいと思ひませぬ。

まず、このフリップをごらんください。（パネルを示す）これは甲子園球場の写真であります。甲子園球場でバックネットを背にセンター方向に向けて撮った写真です。この絵をよく覚えておいてください。

続きまして、松阪球場の写真であります。（パネルを示す）これも全く同様に撮らせていただいた写真でございます。感想をお伺いしたいんですけども、どちらの球場のほうが大きく感じられるでしょうか。答弁は要りませぬ。実は答えを言ひませぬとほとんど同じ大きさなんです。甲子園球場は両翼95メートル、中堅が118メートル、松阪球場は両翼92.8メートル、中堅が120メートル、グラウンド面積は、甲子園球場は正式発表はされていないんですけど、約1万3000平米、松阪球場は1万3787平米と、実はグラウンド面積に関しましては松阪球場のほうが大きいぐらいなんです。

しかしながら、よく三重県の球児は甲子園は大きかったといふ感想を述べられますけれども、実はその時点でもう雰囲気にもまれていふといふ証拠でもあるんです。甲子園球場と松阪球場の大きな違いは、実は土の部分の手入れ並びにマウンドの高さであります。写真ではちょっとわかりにくいかもしれ

れませんが、マウンドは甲子園球場のほうが高く感じられます。さらに土は甲子園のほうがやわらかいというのが実情であります。

話を四死球と失策の話に戻しますと、当たり前の話ですけれども、ふだん低く感じる、さらにかたいマウンドで投げたピッチャーは甲子園のマウンドで同じポテンシャルというのは絶対出せません。同様に野手にいたしましても、ふだんかたいグラウンドでゴロをさばいておるのであれば同様にポテンシャルを發揮できません。

結論を申し上げますと、県営球場は松阪球場しかないので、松阪球場を例に挙げましたけれども、本年リニューアルいたしました伊勢市の倉田山公園野球場は人工芝ですので除外するといたしまして、他の県内市町が持っている野球場でもほぼ同じであるというふうに考えております。施設改修、環境整備こそが甲子園大会における勝利の必須アイテムであるというふうに私は考えております。しかしながら、いきなり新設というのはハードルが高過ぎます。せめてマウンドや土の内野部分の改良ぐらいであれば大きな予算もかけずにできそうだと思いますが、いかがでございますでしょうか。答弁をよろしく願いいたします。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 県営松阪球場のマウンドの改修につきまして御答弁いたします。

県営松阪球場につきましては、昭和50年8月、みえ国体の会場施設として整備されたもので、現在も県内の主要な野球場の一つとして、高校野球の県予選会場などに御利用いただいております。施設の管理運営につきましては、ほかの県営スポーツ施設と同様に指定管理者制度を導入しておりまして、今年度から三重県体育協会による3期目の指定管理期間に入っております。

県営松阪球場につきましては、年2回、夏と春の県大会前、これは7月と3月ですけれども、この時期にマウンドの高さや傾斜も含めまして専門業者による修正整備を行い、グラウンドの状態を公認野球規則に適合させまして維持管理に努めているところでございます。

県といたしましても、よりプレーしやすい球場となりますよう、御提案を真摯に受けとめまして、三重県高等学校野球連盟など関係者の御意見もお聞きしながら、グラウンドコンディションの調整につきましてさらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

本当にこの質問の根底に流れるものということで郷土力・郷土愛というのをさせていただきましても、やはり三重県の高校が強い、それはやはり自県の誇りにもなりますし、高校野球球児のすばらしい優秀な選手の流出の歯どめにもなるというふうに思っております。

実際に先ほど県営球場は松阪しかないということで松阪球場を例にとらせていただきましたけれども、もちろん県内予選大会は津球場も使われます。四日市市宮霞ヶ浦第1野球場も使われます。それぞれ市がお持ちいただいておりますけれども、ここも同様に整備はしているのが現実あります。

しかしながら、実は少しだけ裏話というわけではないんですけれども、お話をさせていただきますと、何度か甲子園球場に私自身足を運びました。それは野球を見に行くのではなくて、グラウンド管理の面についていろいろお話を伺いました。ただ、実際にお金をかけずにグラウンドを管理することはできるんだよと。しかしながら、それはやはりプロの目線、要は阪神園芸さんということが管理されておるんですけれども、プロの目線に立ってやれば比較的簡単にかつ効率的にできる。それを余りいろんな県で取組をされていないのが現実であろうと思っております。

一つだけ例を挙げますと、実は沖縄県はよくプロ野球のキャンプが行われるんですけれども、プロの球団が来るということでグラウンドの整備にはかなり力を入れていらっしゃる。そういった中で、ちょっと具体名は挙げませんが、とある市の横に小さなまちがありまして、そこがプロ野球

のキャンプを誘致したいということで、そこそこの野球場をつくったんですね。

ただ、グラウンドコンディションに関しての管理は自分のところでは難しいということで、たまたまそこに居合わせた阪神球団にお願いをしに来たということです。それであればということで阪神球団は乗かったわけなんですけれども、そのグラウンドを整備することによって実はなぜか今楽天さんがそこでキャンプをしております。それぐらい立派な球場ができ上がったというふうに聞いております。

やはりプロに一度相談してみるというのも手でありましょうし、先ほど申し上げましたように、県内にいろんな球場があるわけです。県営、市営がありますけれども、グラウンドキープに関しまして、一度担当者を集めていただいて説明をいただいたりという機会もあればいいのかなというふうに感じております。

いずれにいたしましても、三重県代表が活躍するというのは、サッカーは本当に今活躍していただいておりますし、知事の御英断で四日市中央工業のグラウンドも芝生化されました。本当にこれはいい環境整備に大事なことであろうと思っております。ですので、野球に関しましても環境がないから負けた、施設が負けたというのは、これは我々行政の責任であるというふうに考えておりますので、ぜひとも御尽力をいただきたいなと思っております。

先ほどから知事がにやっとされておりますけれども、もし何か所見があればお答えいただきたいなと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も昨年甲子園のマウンドで投げさせていただきましたが、始球式、観光PRでやらせていただきましたけど、大変すばらしいマウンドであったなと思います。

今、議員から御指摘がありましたし、今、局長のほうから答弁しましたが、関係の皆さんの御意向も聞きながら、またプロの皆さんの話も聞きながら、先般私が滋賀県大津市の皇子山総合運動公園野球場に視察に行ったときも、その方は元甲子園でグラウンドキープをしていた方でありまして、

大変いろんな有意義な話をお聞きしましたので、様々な情報収集、研究をしてまいりたいと思います。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

まさか皇子山の話が出ると思いませんでした。実は皇子山のグラウンドキープの方々がそうでした、甲子園で修行をしてから皇子山に戻られたと。今、関西の学生野球リーグの主戦場としても活躍をしております。ですので、本当に県内に一つメッカがあれば、野球文化というのも花咲くであろうと思っておりますので、先ほど知事からいい答弁をいただいたと思っておりますけれども、一度御一考いただければなと思っております。

次に移ります。音楽科の設置につきまして質問させていただきます。

まず、このフリップをごらんいただきたいと思えます。（パネルを示す）全国のデータもあるんですけども、今回はちょっと近隣府県に絞らせてデータをつくらせていただきました。東海地区、近畿地区、北信越地区を例に取り上げさせていただきましたけれども、ごらんのとおりこの数字は数なんですけれども、ほぼ各県に音楽科の設置があります。ないのはこの中で言いますと和歌山県、富山県の2県だけであります。

つまり、学科選択においては、音楽を専攻しようにも三重県内では学べない。また、公私、公立、私立の比率を見ますと、この3地区合計で22校あるうち公立が13校、私立が9校と公立の設置が多いのが実情であります。だからといって公立に設置せねばならないというわけではないんですけども、優秀な人材を流出させてしまう可能性が現在も続いているわけであります。

将来を渴望される若者が三重県に生まれ、他県の学校を卒業するというのは非常にもったいないというふうに思っております。施設整備や教員配置など、すぐに結論の出るものではないと思えますけれども、御一考いただければ幸いですと思っております。答弁のほうをよろしくお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 音楽科の設置について御答弁申し上げます。

音楽教育は感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばすとともに、音楽文化についての理解を深めるなど、幅広い活動を通して豊かな感性や情操を育むことを狙いとしています。このことは生徒が生涯にわたり音楽を愛好する信条を育むことにつながり、大変有意義なことと考えます。

そこで、三重県教育委員会では地元中学校や音楽関係者などの要望を受けて、平成17年度に音楽を専門的に学習できる高校として、白子高校普通科内に県内全域から志願できる文化教養吹奏楽コースを設置したところでございます。

当該コースは学科ではないものの、管楽器及び打楽器についての演奏研究、音楽理論、創作ミュージカルなど、音楽科とほぼ同程度の専門的な学習時間を設けています。当該コースの生徒のほとんどが在籍する吹奏楽部では、これまで地域はもとより国内外において多数の演奏活動を行うとともに、全国規模のコンクールにおいて優秀な成績をおさめています。

音楽科を設置するに当たっては、白子高校のような管楽器や打楽器などの器楽のみではなく、声楽、作曲など多様な専門分野に対応するため、議員御紹介もありましたが、その学習環境の整備には専門的指導者の確保や施設整備などを考慮しなければなりません。これらを踏まえまして、音楽科の設置については今後必要な教育内容、学習環境や他県の音楽科設置の状況などを総合的に研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

具体的に名前が出ましたので、私も知っておるんですけども、平成17年白子高校ということで普通科内にコースが選定されました。いろんな意味で考えたときに、やはり表立って音楽科という名前を使うのと普通科という名前を使うのでは、なかなか生徒の集まりぐあいも違うのかなと思っております。確かに声楽であったり作曲であったりと、今ないコースを入れるためにはいろんな教員配置であったり、環境の整備が大事になってくると思います

けれども、一步一步音楽科設置に向けた着実な歩みというのを進めていただきたいなと思っております。

何度も申し上げますように、人材の流出、特に若者の社会減というものに歯どめをかけたい、歯どめをかけなければならない。例えば仮にですけれども、白子高校を卒業されて世界的な有名な音楽家が出たと。これは本当に我々としてはありがたいし、かつ誇りだと思っております。

これが言い方は悪いかもしれませんが、他県の高校を卒業したということであれば、なかなか三重県出身とも言いづらい。三重県出身とは言ってくれるかもしれませんが、どこどこ高校で学びましたと言われてしまう可能性が出てまいります。そういった意味でも、ぜひとも音楽科に格上げという言い方がいいのかどうかわかりませんが、設置をいただきたいなと思っております。多様な教育の環境があるというのは絶対いい結果が出てくるというふうに私自身思っておりますので、どうぞ今後御尽力していただきたいなと思っております。

1番の項につきましては以上でございますけれども、冒頭申し上げました若者の人口減と若者の社会減というものを減らしていかなければなりません。そのためには、郷土愛・郷土力というものを皆さんにおつけいただいて、このふるさとをみんなで盛り上げていこう、このふるさとを何とか守っていかなければならないという機運の醸成も大事だと思っております。

いろんな意味で、婚活であったり、少子化対策であったり、今年知事におかれましてはかなり活動的に、フレキシブルに動いていただいておりますというふうに思っておりますけれども、こういった教育的な側面からも、仮に社会減が100人いたといたしますけれども、1人か2人はこれで拾える可能性も出てくるかなと思っております。少子化対策を含めてですけれども、一体的に人口減に対する対応、施策を迅速かつ的確にやっていただきたいというふうにお願いをいたしまして、この1番の項を閉じさせていただきたいと思っております。

続きまして、大項目2番に移らせていただきます。

障がい者キャリア教育についてであります。

議員にならせていただいてから、ずっと障がい者施策というものに私自身興味を持ち取り組ませていただいております。今回は障がい者キャリア教育について質問をさせていただきます。

現在障がい者雇用率自体は全国最下位でありますけれども、法定雇用率未達成の県内企業500社以上を回っていただきまして、企業側に多様なアプローチをかけていただき、さらにアンテナショップカフェの設置など、県当局におかれましては僕は頑張らせていただいているなと思っております。

そこで、次なるステップとして、障がい者へのキャリア教育の充実が必要であるというふうに私は考えております。三重県内では、特別支援学校において、体系的な職場体験を通じて卒業後の一般就労に大きな成果を上げていただいております。ただ、特別支援学校以外では、公立の職業訓練などは実は余りないというのが現実であります。

我が県ではハローワークはもちろんのこと、ポリテクセンターや障害者職業センターなどで障がい者雇用を担っていただいておりますが、やっている仕事というのはどちらかというと企業と障がい者のマッチング作業が主になっているというふうに私自身は感じております。

そういった中で、今年4月に四日市市で、民間ですけれども、障がい者のための専門学校が開校されました。もちろん民間の専門学校ですので、年間100万円近くの授業料もかかってまいります。この話で私が感じるのは、障がい者キャリア教育の発想の転換というのを少ししていかなければならないのかなと思っております。つまり、健常者の方であれば、高校を卒業して大学などの高等教育機関に行って知識並びに技術というのを取得しようというのは至極当然の流れとしてありますけれども、障がい者においては卒業後高等教育機関に進学するという発想は余りありません。ないわけじゃないですけど、余りないのが現実であろうと思っております。また、専門の学校も余り存在しないのも実情であります。

ほかの公共団体を見渡しますと、障がい者の職業能力開発の学校が設置さ

れておるところもございます。我が県でも、障がい者のキャリア教育として、職業訓練もしくは職場体験ができて、個々のスキルアップにつながるようなものが必要であるというふうに考えておりますが、いかがお考えでしょうか。所見をお伺いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 障がい者キャリア教育について御答弁いたします。

障がい者の職業訓練については、国では職場実習事業により、県では障がい者委託訓練事業によりまして就労体験を希望する障がい者に対して実習訓練を実施してまいりました。しかし、障がい者が自分のつきたい職業を主体的に見つけるためには、社会性や職場適応能力を高めること、それと働くことが実感できる機会を増やしていくことが必要であると認識しております。

このため、本年度は地域人づくり事業を活用しまして、障がい者が自らの個性や適性を生かし、希望する業務にチャレンジできる事業を実施します。この事業は働くために必要な基本的スキルを習得した上で、複数の企業でのインターンシップなどによって自らの適性と企業との相性を見きわめる実習訓練で、障がい者の就労について、高度で専門的なノウハウを持つ事業者を活用して行うものです。

今後も委託訓練事業や国等の事業を活用しまして、障がい者が自ら主体的に職業を選ぶ機会を少しでも増やしていきたいと考えております。また、他県の事例を参考にしまして、関係機関と連携しながら希望する職業につくための訓練メニューの開発等について検討を進めてまいりたいと思っております。

〔6番 粟野仁博議員登壇〕

○6番（粟野仁博） 御答弁ありがとうございます。

今、非常に前向きな答弁をいただいたかなと思っております。障がい者の方々はなかなか会社を起こしたりというようなことというのは実は現実的には余りないのが事実であります。しかしながら、2008年に国連で障害者の権

利に関する条約というものが発効されまして日本も批准しております。それに伴いまして障害者自立支援法、今、障害者総合支援法に名前が変わりましたけれども、でき上がっておると。

実際、前もこれは申し上げたんですけれども、障がい者というのは今まではどちらかというと医学モデルで判定されておったのが、要は社会モデル、権利の主体であるというふうな形で国でも推進しておるところであります。そういった中で、先ほど申しましたようになかなか健常者、いわゆる一般の高等教育機関というものには障がい者はいきなり入るということもできないという現実があるかと思っております。

であれば、先ほど最後に他県の事例もというお話をいただきましたけれども、しっかりと他県の取組を見ていただきまして、三重県内でも障がい者個々のスキルアップができるような学校、さらには障がい者がそこを目指していくというような雰囲気をつくっていただきたいなというふうに思っております。

本当になかなか難しい問題ではあるかと思っております。私自身障がい者雇用率が三重県内では低いというふうなことももちろん存じておりますけれども、もうその障がい者雇用率というのは今の県の努力である程度は回復してくる。基準に達してくるであろうというふうに考えておりますので、それよりも先のいわゆる障がい者キャリア教育を進めることによって障がい者が自由に職を探せる。さらには、職を選べるような環境づくりの整備に御尽力をいただければというふうに思っております。

時間が大分なくなってまいりましたので、次に進めさせていただきたいと思えます。

最後に3番の項ですけれども、COOL JAPAN戦略についてであります。

最近本当に異常気象が続いておりまして、非常に暑い日本となっております。それをいかに冷やすかというような戦略を県で進めさせていただきたいというのはうそでございます、日本政府では経済産業省の製造産業局にクー

ル・ジャパン室が置かれまして、商務情報政策局クリエイティブ産業課が全く別にクールジャパン／クリエイティブ産業政策を担当いたしまして、クールジャパン戦略担当大臣を置かれるなど、戦略産業分野である日本の文化、産業の世界進出促進並びに国内外への発信などの政策を企画立案及び推進されております。最近知事も三重テラスにおきましてCOOL MIEトークライブというものを開催されております。私は非常にいい取組だというふう感じております。

私は、今回産業の振興というのはもちろんなんですけれども、特に観光に特化して既存の県内観光スポットをいま一度違った角度から観察し、我々からすれば普通であるということでも、外国人並びに他県の方から見ればクールであるというものを発見して、それを発信していく必要があるのではないのかなと感じております。

つまり、去年は伊勢神宮の御遷宮で1400万人の方が訪れられて、非常に三重県自体盛り上がったわけでありましてけれども、心配なのは、今年はおかげ年ということでございますけれども、来年以降の県内入り込み客数の減であります。その減数をいかに食いとめるか、いかに緩やかにするかというのが大きな勝負であり、リピーターの獲得には今までと違った側面を紹介することが重要であろうというふうに考えております。知事、御所見のほど、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） クールな視点から地域資源を掘り起こして観光の切り口で積極的に発信してはどうかという御提案でございます。

三重県におきましても、クールジャパンのような大がかりな形式ではありませんが、洗練された、格好いいといった意味も含めて、その趣旨も踏まえる形でCOOL MIEの取組を少しずつ始めています。一つは伊賀くみひも、伊勢木綿などの伝統工芸品とデザイナー、クリエイターとのマッチングを進め、COOL MIEをキーワードにバッグなどの新商品開発、販路開拓を支援しているものです。

例えば（現物を示す）これは伊賀くみひものちょうネクタイなんですけど、これはスマイルズという会社でスーパーストックトーキョーとかもやってかなりブランド化としては力のあるところで、g i r a f f eというところがこの伊賀くみひもの結ぶとか組むということについての非常に人気のある商品ですけれども、こういうのもやらせていただいたり、もう一つは先ほど御紹介いただいたCOOL MIEトークライブなどで三重の旬の発信に取り組んでいます。

一方、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」におきましては、パンフレットは非常に人気があるんですけど、ナローゲージのローカル列車、宿泊施設内のケーブルカーなど、県内の乗り物を紹介する「たのしみえののりもの」や、小説や映画の舞台についてのガイドブックを作成するなど、テーマに基づく情報発信に取り組んでいるところです。

また、市町、観光協会とともに地域部会を設置し、例えば北勢地域ではとっておきの夜のスポット、中南勢地域では酒蔵めぐり、伊賀地域では御当地グルメを含めた食など、地元ならではの観光情報も発信しています。今後もふだん見過ごされがちな地域の祭りや暮らしの姿、景観、食、地域産品など、市町、観光団体、商工団体等と連携しながら、外国人や県外の皆さんからクールに見えるかどうかといった視点からもさらに磨きをかけ、三重県営業本部として三重の魅力を積極的に発信していきます。

一方で、こういうものはやはり事業者の自助努力とか意欲というのも重要な要素ですので、広域自治体としては何でもかんでも面倒を見るというよりは、個々の売り込みより、プラットホームづくりとか、モデルづくりとか、トータルな情報発信、こういうものを中心に役割を果たしてまいりたいと考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

本当にクールジャパン、いわゆる国の政策でありますけれども、実際にどちらかというサブカルチャーの輸出的なことに主眼を置かれて今動いてい

いただいているのが現実かなと思っております。

そこに三重県が乗っかるという言い方はよくないかもしれませんが、やはり国でやっている施策であります。いきなり、仮にですけれども、国のほうから、おい、三重県、クールなものはないかというふうに聞かれたときに、ぽんと出せるように、うちはこんな取組をしていますよというふうなことをぜひとも推進していただきたいと思いますし、来年はミラノ万博もあるわけであります。そこに三重県もブースを出すということで進んでいただいておりますけれども、今までと同じ見せ方をするのではなくて、先ほどナローゲージの話も出しましたけれども、やはり三重県だからこそ、三重県だからあるんやということを全面に出していただいて、ぜひとも観光誘客におつなげいただきたいと思っております。

ちなみに先ほど知事からちょうネクタイを出していただきましたけれども、本来は私が出さなあかんのかなと思っておりました。先に出していただきましてありがとうございます。今日はちょっと持ってきていないんですけれども、本当にこのクールジャパンの取組に関しましてはCOOL MIEと積極的に名をつけて売り込む必要はないと思いますけれども、地道な活動、地道にいろんなものを探す。各観光協会等と連携しながらぜひやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終結させていただきますけれども、今回の質問、実は先ほど来ずっと申し上げておりますけれども、いかに人口減を食い止めるかということに主眼を置いて質問させていただきました。そのためには郷土愛・郷土力というものが大事であろうというふうに思っております。最後に久しぶりに今日の一句を詠ませていただいて終結させていただきますと思います。

「郷土力 育むためには 今日努力」。

以上で質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。みんなの党、中西勇です。議長のお許しをいただきましたので、早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。今日も松阪木綿を着て質問させていただきます。これで3回目になりますが、よろしくをお願いします。

早速でけれども、1番目の質問、クラウド・ファンディングの取組についてということで質問をさせていただきます。

このクラウド・ファンディングについては、平成24年10月に総務地域連携常任委員会で中川正美議員から問われておりました。ただ、その中身はそれ以上は入られていないようです。そこで、今年度三重県中小企業・小規模企業振興条例が4月から施行されております。そういう意味でこの質問をさせていただきます。

この条例の条文の第15条、小規模企業に対する支援とあります。また、今年度国会で小規模基本法が制定される状況にあります。そして、昨年6月に策定された国の成長戦略、日本再興戦略においても、内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資、再チャレンジ投資の促進をということで、中にもありますけれども、資金調達の多様化というところがございます。

具体的にはこのクラウド・ファンディング等ということですが、今年度通常国会でも金融商品取引法の改正が予定されています。そういう中で、三重県の取組として、コミュニティービジネス等に共通した個人や団体の資金をその事業につなげていく仕組みとして、ソーシャルファイナンスに対する理解を深めるため、金融機関と関係機関を対象に勉強会を開催してきていると、そのようにお聞きをしております。

中小企業、小規模企業や個人事業主にとって資金調達は悩みの種です。新商品の開発や設備投資、売り上げを回収するまでの間の資金繰りなど、事業において必ずついて回る問題です。新しく開業しようとする起業家やベンチャー企業にとって資金調達は大きな課題です。

そういった中で、最近注目されている新たな資金調達手段として、クラウド・ファンディングがあります。これはインターネットを通じて不特定多数

から小口の資金提供を募るものです。群集を意味するクラウド、それと資金調達を意味するファンディングを合わせてクラウド・ファンディングと言われております。欧米で急成長しており、日本でも運営事業者によるサービスが相次いでスタートしております。

そこで、このパネルをちょっと見ていただきたいんですが、（パネルを示す）主な形態としては、資金を提供した人が特に対価を受けないことがない寄附型、それと集めた資金で開発した商品やサービスを出資者に提供する前払いや予約にも似た購入型、運営事業者を介して出資者と事業者との間でファンドを組み、収入から配分を受ける投資型などがあります。

資金を提供する側の目的が利益中心ではなく、企業、事業者の商品やサービスにかける思いに共感して、出資という形で支援する側面が強いことが特徴でございます。また、運営事業者の中には、全国の金融機関と連携して金融機関が取引先を紹介し、資金調達につながった例や商工会議所などの支援機関と連携する例もあり、活用が進みつつあります。

そこで、（パネルを示す）このパネル2番目を見ていただきたいんですが、これはクラウド・ソーシングと必要な人材を調達する仕組みの推移がグラフで出ております。このグラフは当然クラウド・ファンディングの部分ではないんですが、世界での市場規模は間もなく1兆円を超えと言われ、国内市場も昨年で約6億円、本年は15億円程度、来年には35億円程度に成長するとも予測されております。今後の展開に期待が持てるわけです。これは2014年版中小企業白書からちょっと抜粋させていただきました。

そこでパネル3番目ですが、（パネルを示す）これは埼玉県の埼玉縣信用金庫が事業資金調達の検討をしている事業に対してMS社、ミュージックセキュリティーズという株式会社でございますけれども、そういう紹介をしてやった事例の仕組みを少し書かせていただきました。

そこで、松阪市でもこの仕組みを利用して、小さな商店なんです、松治郎の舗という、3月に仲介業者MS社を通じて明和町の遊休農地にハーブの一種でカラミンサという植物を栽培してミツバチの蜜源を増やして、この花

由来の世界初の蜂蜜を収穫するということに対して出資を募りました。当然利益分配と商品の提供もするサービスをつけて、わずか4日間で1口約1万円で200万円の資金を集めたと聞いております。

さらに自治体では、（パネルを示す）これは大阪府の例なんですけど、クラウド型ファンド活用促進事業というのが昨年から全国初でスタートをしております。大阪府内の中小企業の事業を発掘して、委託先のクラウド・ファンディング運営事業者のホームページに掲載して資金調達を支援するもので、2週間で400万円集めたとか、そういった企業があります。

また、兵庫県でも、ひょうごふるさと応援・成長支援事業、予算規模としては830万8000円という予算を組んで今年度から進めてみえます。いずれも投資型の実施でございます。当然小規模企業の中には高い技術や強い思いを持ちながら、資金の問題で苦しんでいる中小企業、小規模企業のためにぜひ検討していただきたいなど、そのように思うんです。

そこで、少しホームページの中身の紹介でございますけれども、（パネルを示す）MS社、ミュージックセキュリティーズ社のホームページの中に幾つか例があるんですけど、どういう形で出資して目標がどれだけだという形が載っております。これもそうですね。（パネルを示す）次のパネルです。こういう中身が載っております。

そして、ここに三重県というのがありますので、少し紹介しますと、その中身は、（パネルを示す）このように詳細が出ております。そして、この中身をずっと行くと、（パネルを示す）最後にお金の部分も出ておりますけど、こういうふうで紹介もされております。これが運営事業者としてこういうふうで紹介をしていくわけですね。それで募っていくというところです。

これまで当然資金調達が難しかった分野で新たな手段としてクラウド・ファンディングという手法があるということでございますけれども、ここで少しお尋ねというか質問に入りますが、本県においてもクラウド・ファンディングを活用し、中小企業の資金調達の支援はできないかということ。

それから、中小企業の課題解決を支援するために、資金を提供する出資者

を募るだけではなく、事業を実現するために必要な専門知識や技術を持った人も募集して支援を求められる仕組みがつくれぬか。

そして、新しい手法であるクラウド・ファンディングについて、その内容や効果を広く普及啓発したり、活用を支援する仕組みを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） クラウド・ファンディングの取組について御答弁いたします。

クラウド・ファンディングは資金調達、それから課題解決、情報発信の有効な手段の一つでありまして、県内中小企業、小規模企業の振興につながるものと認識しております。そのために、県は平成23年度から県内の商工団体や金融機関等に対しましてクラウド・ファンディングを含めました新たな資金調達手段の定着に向けてのセミナーを開催してきております。

さらに、条例のお話でしたが、条例ができましたので、それに基づきまして地域のコミュニティービジネス、ソーシャルビジネスを促進していくこととしております。このために、自らの資金の生かし方に関心を持つ人と事業者をつなげる仕組みであるクラウド・ファンディングというのは非常に有効であると考えておりまして、引き続き県内への周知を行っていく必要があると考えております。

国におきましても、クラウド・ファンディングへの参入要件の緩和や投資者保護のためのルール整備が行われたところでありますので、他府県での例も参考にいたしまして、これらの取組の有効性について検証し、県内の市町でありますとか企業のニーズも踏まえた上でということを考えておりまして、その調査研究を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） ありがとうございます。

有効であるということで、今後進めていただけるのかなと、そのように捉

えさせていただきます。

県でいくと、参考ですけど、島根県は平成25年度から県内の地域づくりのために取り組んでみえます。それと、北海道夕張市も取り組んでみえて、ホームページなんかのバナーもしっかり上げてみえます。それと、千葉県、静岡県もこのクラウド・ファンディングについて県民向けにセミナーを開催してみえるというところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで大切な部分なんですけれども、商工会や商工会議所に所属してない本当に小さな小規模事業者がいるということですね。そういったところには、こういう情報がなかなか行っていないというのが事実だと思うんですね。それで、当然そういう部分で資金調達していくのに、技術があるのに何と売り出そう、というところがあると思ひますので、そういった部分へ、現場へしっかり入っていただきたいなと、そんなふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひします。要望させていただきますので次の質問へ入りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、二つ目の質問、RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制についてということで、ストレートにこのまま質問に近いんですが、現在のRDF事業の収支をいま一度確認してみたいと思ひますので、パネルをお願ひします。

(パネルを示す) ちょっと数字を出させていただきますが、私が調べた部分で平成13年当時のRDF事業の全体計画を少し頭のほうで計画の金額として上げさせていただきます。その中でございますけれども、施設整備費が58億2000万円余り、それから共用設備部分が11億8000万円余り、その他の費用が13億4300万円余り、それから土地取得が5億円余りと。それでトータル88億5000万円余りという、これは平成13年の資料だったので、実際にはもう少しかかって93億前後だと聞いておりますけれども、この中で少し今までの経緯を述べさせていただきますと、このRDF事業が始まったのは平成14年ということですが、まだわずか12年前ということですよ。

そして、この事業は平成28年度で終了するという15年間の事業であったわ

けですが、平成23年4月に広域事業体と市長による事業組合が平成32年まで延長することを協議会総会で決定しております。そういうことでここまでが経緯でございますが、その後志摩市が平成26年度に離脱して独自のごみ処理をするということで決定しております。また、香肌奥伊勢資源化広域連合から松阪市が離脱することをこの連合の組合の総会で決定もしております。そして、伊賀市では今後離脱の方向で協議をしていくというようなことを表明していると聞いております。

そもそも市町のごみ、行政といいますけれども、ごみ行政はそれぞれの市町が責任を持って市民、町民のごみ処理を行うことが基本であると思っております。そういうごみ処理の事業であります。ごみの資源を有効活用するという方法で全国的に機運も高まり、平成10年ごろからRDF事業が県の提案で、ちょっと言い方は悪いかわかりませんが、この指とまれという方式で各参加市町を募った経緯があります。

そのときRDFの委託料は売電収入で補うので無料、また発電により収益が上がりれば還元もできるということでした。しかし、当時の社会情勢や諸事情により委託料は有料で始まっております。すなわち、RDF事業はRDF化するのに費用がかかり、そして、それを処理する費用とダブルで市町に負担がかかっている状態でスタートして、その料金は年々増加しているのが現状です。

ここで少しその状況のパネルをもう一度見ていただきたいんですが、（パネルを示す）RDF事業の中身の発電部分というのが附帯工事のRDFの部分なんですけれども、電気事業の中に水力発電とRDFの部分があります。合計すると水力発電は平成14年度からの数字なんですけれども、7億1000万円余りのプラスです。RDF事業の損益としては31億9000万円余りマイナスでございます。ただ平成15年度に爆発事故がありました。そのときの部分として、ちょっと書き方がおかしいかわからんですけど、損失した部分を事業者の富士電機のほうから半分負担をいただいておりますということで、ここでマイナスというのがおかしいですけど、収益としてプラスマイナスすると20億

円余りの損失が今出ているという状態でございます。

こういう状態であるんですが、平成25年のこの事業の総会の中で、東員町の町長からこんな話がありました。平成14年度から始まった事業でしたが、たくさんの市町を巻き込んだにもかかわらず、5年程度を経過した時点で平成28年度をもって事業を終了することを一方的に伝えてきました。関係市町はそれまで使っていた処理施設を処分して新たにRDF製造施設を建設、参加したのです。また、RDF処理施設を処分して新たな処理施設をつくらなければなりません、短期間での方針転換によって迷惑を受けている市町のことを県はどのように考えているのでしょうか。特に本町にとっては忘れられない出来事、平成15年8月に起こったサイロの爆発です。この事故によって本町の関係者の2名の尊い命が奪われており、こんな重大な経過をたどって運営されている事業であることを県の幹部は責任を持って一度考えてほしいと思います、という話が総会でもございました。

そこで、質問です。平成32年のRDF事業に関して県はどのようにしていかか答えてください。

現在発電事業は企業庁が減価償却をしている状態でございますが、要は発電施設以外の他の施設は県の資産となっております。どういう形で処理をしていくのでしょうか。現在も含めて、先ほど言ったこの赤字は誰が責任をとるのでしょうか。赤字がこれから少なくなる保証はあるのでしょうか。

先ほどのパネルに平成25年の決算の予測数字を少し入れました。少し黒字になっておりますけれども、またこの赤字に対して市町に負担をしていただくのか答えていただきたいと思います。赤字補填は余剰金でとよく言われますけれども、余剰金を遠回しに考えれば税金と同じという感覚がございます。無駄に使うことではないと思いますので、御答弁のほうをよろしく願います。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） それでは、RDF焼却発電事業の終了後の市町のごみ処理体制につきまして御答弁申し上げます。

御指摘のように、平成32年度まで継続するということが決定されてございますが、RDF焼却発電事業が終了します平成33年度以降のごみ処理につきましては、各市町において新たなごみ処理体制への移行に向けて検討がなされているところでございます。

県としましては、各市町においてごみ処理が適正に行われることが重要と考えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、新たなごみ処理体制の構築に向けて各市町とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、各市町等が設置します検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っております。RDF焼却発電事業終了後におきましても、各市町のごみ処理が円滑に行われるよう、引き続き県としてしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。

平成29年度以降のごみ処理の費用に関しましては、今企業庁のほうで委託料等の試算をしておりますので、29年度以降の処理料金の検討時点でまた関係市町と検討してまいることとなると考えております。

答弁は以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 答弁はいただきましたが、検討している、検討しているということばかりなんですけれども、今平成26年ですね。今から考えるとあと6年間あるかなと、そのように思いますけれども、実際本当に市町が自分のところのごみを自分のところで処理をしていくとなると、それなりにまた設備投資もしていけないかな部分も当然あるわけですね。そういったところもしっかり県のほうで中へ入っていただくことが必要なかなと、そのように思うんです。

今いろんなところに入りながら、職員を回しながらとか、そういう話もありましたし、委託料の件も話がありました。ここで私からこういうふうにしてはどうかという部分を少し話させていただきますけれども、対案というとなんな大げさなものではないんですが、平成32年までに参加しているところ、全体的な部分で考えると、このRDF事業は早くやっぱりどこかで切り

をつけていくことを考えなければいけないなど。県がいつまでも市町に負担を仰ぎながらやっていくことではないのかなど。

それで、平成32年で一応切りをつけるということであるのなら、民間事業者がこの施設を売却するという方法も一つはあると思います。売却の仕方は当然ありますし、同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合の部分がありますので、そういったところ、それと先ほどのパネルで示した設備投資している費用、随分かかっておりますので、そういったことも当然考えてやらなければいけないと思います。

そこで、二つ目として、今言った同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合があるわけですから、そこでRDF化したものをもう一度発電していくという考え方をするのであれば、そこで引き取っていただくなり、事業を進めていただくというのがもう一つの方法だと思うんです。

それと、三つ目、もう一つ考え方としてはよく今いろんな部分で指定管理という形を出されてみえますので、民間事業者指定管理として、入札制度にされるかどうかはあると思いますけれども、そういう形でそのまま移管してしまう。指定管理を出してしまうという形があるのかなど、そんなふうに思うんです。

これはあくまでも方法はもっとあるかわかりませんが、本当に平成32年までにほかの、ここに参加している市町のごみ処理をできる状態にできるのかなというのがすごく私の中では不安に思っております。

そういう部分で少し確認も含めて知事にちょっと言わせていただく部分なんですけれども、知事もこの話は平成23年に知事に就任したときに総会でいろんな話があったということも聞いてみえると思いますし、そういう部分で今ちょうど丸3年たち4年目になってくるわけですね。こういう中で、もし所見として聞かせていただければ、知事として、この後平成32年にうまくいくのかどうかも含めて、少しこういうふうに思っているよということがあるのなら教えていただきたいなど。

答えにくいのであればもう答えていただかなくても結構なんですけど、こ

の3年余りの間でそういう話というのは議会で余りされていないように思うんです。総会や協議会の中で話はあるのかなと思いますけど、それぞれの市町に対してのこういうふうにしていくんだ、また相談していく、検討していくという話はあると思うんですけど、そんなので本当にうまくできるのかなというのが一つなんです。それで、それぞれの担当の常任委員会でもどれだけの話ができているのかなというのが私の中ではわからないですね。そういった部分を含めて、知事が少し何かこういうふうにいるよというところがあるのであれば少し答えていただければと思います。知事、お願いしますか。

○議長（永田正巳） 答弁は簡潔に願います。

○知事（鈴木英敬） 答えやすいか答えにくいと言われると答えにくいんですけど、それはなぜかというところと多くの関係者の皆さんを巻き込んで議論をしている途中でありますので、私自身の見解を述べることで今議論中のものに影響を与えるということ、そこに懸念がありますので、クリアカットな答えというのはなかなかできませんが、議員から御指摘があったように、どういう形態にしても、そしてまたそれぞれ桑名広域、東紀州地域、香肌奥伊勢や伊賀市とそれぞれに抱える事情が違いますから、県としてはこれまでの経緯と役割、こういうものを踏まえてしっかりと参画をしながら汗をかいていくということは大事なことだと思っています。

○議長（永田正巳） 簡潔に願います。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 今いろんな事情があると聞きますけど、僕にとっては本当に税金の無駄遣いをしておるとしか思えないわけですね。そういう部分を踏まえてしっかり方向性を出していただきたいということです。

今までの知事でこういう話もありました。負の遺産をいつまで続けるんやと、そんな話もあったと思いますので、この部分をしっかり踏まえて今後よろしくお願ひしたいと思います。要望ということでさせていただきます。

それでは、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

た。(拍手)

○議長(永田正巳) 23番 中川康洋議員。

[23番 中川康洋議員登壇・拍手]

○23番(中川康洋) 公明党の中川康洋でございます。午前最後の質問、どうぞ知事をはじめ関係部局長の皆様、よろしくお願いを申し上げます。本日は3点の質問をさせていただきます。

初めに、軽減税率の導入について知事の見解を伺います。

この消費税の軽減税率の導入については、消費税の持つ逆進性の解消及び低所得者対策の観点から、昨年12月の与党税制改正大綱において消費税率10%時に導入すると明記され、現在自民、公明の与党税制協議会の場で対象品目の選定、区分経理のための制度整備などについて鋭意協議されております。

ちなみに先週5日の協議会では、その協議の論点整理として、対象品目で8パターン、事業者の経理手法で4パターンの具体案が提示されたところであり、今後は関係団体からの意見聴取、さらには9月から年末にかけて最終案の取りまとめに入ると聞き及んでおります。

また、この軽減税率の導入については、各社の世論調査でもおおむね高い数字を示しており、私が議会の図書室にお願いをして調べただけでも毎日新聞で賛成が67%、産経新聞で76.4%、また日本経済新聞でも賛成が74%とどれも高い数字を示しております。私は、この軽減税率の導入についてはフランスやイギリスなど先進各国の事例から見てもぜひ導入するべきであり、その対象品目については酒と外食を除く飲食料品全般と、国民に必要な情報を与え、知的財産を形成する新聞や書籍を対象に、また時期については10%への引き上げと同時に進むべきであると考えます。

そこで伺いますが、知事は日ごろより県民の生活を預かる立場として、また県民の幸福実感度に責任を持つ者として、この軽減税率の導入についてはどのような見解をお持ちか伺います。よろしくお願いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 消費税の軽減税率制度の導入についての見解でございます。消費税の軽減税率につきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、現在与党税制改正大綱を踏まえて対象品目やその影響額の試算と与党協議が行われていると承知しております。

消費税は低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性を持つと言われており、諸外国の付加価値税の例を見ましても、高い税率を設定しつつも低所得者層への配慮の観点から、生活必需品等に対して軽減税率を導入しているところが多いということを踏まえても、私としましては今後消費税率が引き上げられていくということであれば、低所得者の方への配慮として軽減税率の導入は必要であると考えております。

一方、課題もございます。軽減税率を導入し、複数の税率になりますとインボイス方式などの区分経理が必要とされ、事業者の事務負担が増えることから、現場が混乱しないよう、また過度な事務負担にならないように、関係する団体とも十分協議していただきたいと考えております。

また、地方財政を預かる立場としましては、軽減税率の導入は地方消費税の税収や地方交付税の総額が減少することから、軽減税率を導入しても地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、その代替財源をどう確保するかという課題があると考えております。

また、そもそも税の範疇にとどまらず、景気回復、経済成長を着実に実現することにより、雇用拡大、所得や賃金の増大を図るなど、力強い経済再生にしっかり取り組むことも重要であると考えております。軽減税率の導入に係る様々な論点はまさに現在国において協議が進められておりますので、今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

後半様々な知事なりの論点をおっしゃっていただきましたけれども、私としてはこの軽減税率の導入は必要であるというお話をいただいたかというふうに思っております。確かにこの軽減税率の導入については、これ

からさらに議論をし、今知事もおっしゃっていただきました超えなければならない課題、また地方の立場から言っても代替財源をどうするか、このようなどころの課題は多くあるというふうに私自身も認識しております。

しかし、今後消費税率が維持されるということはあっても、下がることはないのではないかなというふうに私は感じている一人であります。ゆえにこの軽減税率の導入につきましては、日本の税制の今後のあるべき姿、これを変える大変大事ないわゆる一つの制度になるのではないかなというふうに思っております。

これはあくまでも国の制度ではありますが、今後県民の生活にも直結する問題でありますので、今後は知事からも中央に向かって積極的に発信をしていただきたい。様々な問題を知事はいろいろと中央に対して発信をしていただいております。税の問題は国の問題というふうに捉えずに、この件についてもこれから様々な山場を迎えるというふうに思いますので、その地方からの発信、これをまた行っていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

次に、少子化対策について知事の思い並びに県の考え方についてお伺いをいたします。

初めに、少子化対策における数値目標の設定について、改めての知事のお考えを伺います。この件については2月25日に新政みえの日沖正信議員も既に御質問されておりますが、私はその後の県の政策展開及び知事も委員の一人であります少子化危機突破タスクフォースの第2期取りまとめ、さらには内閣府の「選択する未来」委員会から出された未来への選択中間整理など、その後も様々な提言が出される中、改めてこのタイミングでの知事のお考えを伺いたいと思います。

少し新聞記事を紹介したいと思いますが、知事は4月25日付の朝日新聞掲載の少子化危機突破タスクフォースの各委員に対する少子化対策の数値目標の設定についての意見の中で、何らかの目標を設定すべきだ。女性に出産を

押しつけるといった誤った事実を伝えかねないので、丁寧な説明が必要と述べられております。また、5月25日付、各社に掲載された共同通信が調査した少子化対策の数値目標に対する各都道府県の考えの中では、本県は何かしらの目標が必要、夏にも県民を交え数値目標の是非を検討すると答えております。

私はこの二つの記事の中にある知事の何らかの目標、また県の何かしらの目標という表現を見て以来、この何らかのとは具体的には一体何なんだとずっと気になっておりました。ゆえに今日はこの何らかの何は一体何なのかをぜひ具体的に知事の口からお聞かせをいただきたい。

確かにこの数値目標の設定については、知事もさきの記事で触れているように、女性に出産を押しつけるようなことがあってはいけませんし、例えば合計特殊出生率や出生数に具体的な目標を設定するなど、県が人口政策ととられるような目標を定めて、女性が圧力を感じるような方向性はとるべきではないと考えます。

また、これはさきの少子化危機突破タスクフォース第2期取りまとめの中にも記されておりますが、今後少子化対策をさらに推進していく上で、個々人が本来希望する子どもの数と実際に生まれる子どもの数には乖離があり、この乖離をなくしていくための環境整備ないしは希望がかなうための社会の実現が重要であるという考え方は、ある意味今後この数値目標や指標を検討していく上で傾聴に値する考え方の一つになるのではないのでしょうか。数値目標及び指標に対する改めての知事のお考え、また、この何かしらの何は一体何なのか、そこの部分をぜひお聞かせを願いたいと思います。

次に、具体的な施策についてお伺いをいたします。

県は今年度少子化対策の柱の一つとして、みえの育児男子プロジェクトを展開しており、具体的にはファザー・オブ・ザ・イヤー in みえの実施や育児男子アドバイザーの養成、また企業への働きかけなど、様々な取組を推進しております。しかし、これらの取組は事業開始初年度ということもあり、どちらかという機運の醸成や仕組みの構築、またきっかけづくりをメイン

とした事業が多いのではないのでしょうか。

確かに初年度はこのようなイベント的取組でいいとは思いますが、今後もしこのような事業を続けていっただけではこのプロジェクトは余り意味のない、いわゆる絵に描いた餅的プロジェクトに終わる可能性が高いと言えます。そこで、私はこのみえの育児男子プロジェクトの今後の展開については、今年度の事業は引き続き継続をさせながら、来年度は特に実際に父親が子どもとともに具体的な活動に参加することができる父親参加型の事業を展開すべきであると考えます。

具体的には、野外などで父親と子どもがともに活動することにより、父親がそれらの活動を通して父性を発揮し、父性を磨くことのできる事業を、また父親でなければできないかわりに誇りが持てる取組を、県内市町や民間とも連携しながら展開していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。県の来年度に向けてのお考えを伺います。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 少子化対策に関する目標設定についてでございます。少子化対策は長期にわたり計画的に進める必要があることから、PDCAサイクルを回し、取組の進捗状況や達成度合いを見える化するための仕組みを設けるためにも何らかの政策目標は必要と考えています。

私が参画しました内閣府の少子化危機突破タスクフォースが5月26日にまとめました提言においても、少子化対策における目標の設定については施策の効果検証や国民の意識改革の観点から必要と明記されたところです。また、既に19の道府県において合計特殊出生率や出生数に関する目標が設定されています。さらにある報道機関の調査によれば、男性の7割、女性の5割強が数値目標の設定について賛成との結果も出ています。

一方で、数値目標を設定することに対しては女性へのプレッシャーになるといった慎重な意見もあります。そもそも結婚や妊娠、出産などについては、個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることが大前提です。仮に本県において目標を設定する場合には、あくま

でも県行政の目標であって、県民お一人ひとりの目標ではないことを丁寧に説明するとともに、目標値の持つメッセージ性も十分考慮することが重要と考えています。

本県の少子化対策は、県民の皆さんの結婚や出産、子育てに関する希望がかなう社会を目指して取り組むこととしています。先ほど御紹介した少子化危機突破タスクフォースの提言においても、私のほうで強く意見を申し上げさせていただいて、個々人が希望する年齢に結婚でき、かつ希望する子どもと生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境整備は、国民の理解や賛同が得られるものとして、目標の一つとなり得ると盛り込まれ明記されており、このような視点も参考としながら議論をしていきたいと考えております。

具体的には、今年度策定する予定の子ども・少子化対策計画（仮称）を検討していく中で、7月に設置する三重県少子化対策推進県民会議の計画策定部会において議論をするとともに、県民の皆さんの様々な御意見を踏まえながら検討していきます。

何らかの何は何なのかというのはここで申し上げることはしておりませんが、それは少子化対策をやっていく中で様々な立場の様々な考え方の様々な家族のありようがあると実際に痛感をしているところであります。したがって、自分で何かを決め打ちするというよりは、そういう様々な方々の御意見を聞きながら丁寧に議論を進めていきたいと、そういう思いでございますので、御理解を賜れば幸いです。

以上です。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） みえの育児男子プロジェクトの今後の展開についてお答えいたします。

みえの育児男子プロジェクトは、親目線の家事、育児分担であるイクメンだけではなく、子どもの成長を重視した男性の育児参画を育児男子と位置づけ、本年度から取組を進めています。こうした育児男子には子どもの自然体

験などを通じて子どもの生き抜く力を育てる役割が期待されています。

こうした中、本県も加盟し、子育て支援に熱心に取り組む11の県で構成されている子育て同盟のメンバーの長野県や鳥取県では、自然体験活動を中心に据えた保育や乳幼児教育を行ういわゆる森のようちえんに対し、子育て支援の一環として、独自の認定基準づくりや運営費助成に取り組まれております。

森のようちえんでは、多様な自然環境の中で子どもたちが伸び伸びと遊ぶことにより、運動機能の発達、知的好奇心や感性が豊かに育まれるなどの効果が期待されています。また、子どもとともに、その親にとりましても、こうした自然体験活動に積極的に参画できるフィールドが確保されることになり、とりわけ男性にとっては議員御提案の父性を大いに発揮できる場になるのではないかと考えています。

森のようちえんにつきましては、県内にも既に同様の活動に取り組んでいる団体があるほか、新たにこうした自然体験活動を大事にした保育施設を設立しようといった動きも出てきています。本県としましても長野県や鳥取県の取組を先進事例として、今後これらの内容について研究していきたいと考えています。

このほか、子どもは様々な父性に接することにより社会性や職業観が育つと言われており、今年度取り組む育児男子アドバイザーの養成や育児男子を表彰するファザー・オブ・ザ・イヤー in みえなどの成果を踏まえて、県内の市町や企業における育児男子のネットワーク化を図り、みえの育児男子倶楽部のような場をつくることについても検討していきたいと考えています。

以上でございます。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） それぞれの御答弁ありがとうございます。

何かしらの何は何なんだというところを答えるのは、確かにここでは少し難しいのかなというふうに思っておりました。しかし、その部分が大変気になっておりましたので、あえてここで質問を上げさせていただきました。

知事もメンバーの一員でありますこの少子化危機突破タスクフォースの取りまとめ、5月26日に発表されておるんですけれども、この発表の全文を読ませていただいて、かつ知事のそれに対するコメントも拝見をさせていただきました。率直にこれは私の感想ですけれども、知事はこの提言に対して少し残念な思いがにじみ出ているのではないかなというふうに思っております。これは私の勝手な思いですから。

確かに少子化対策を本気で、また抜本的に行うには、これは国の大胆な施策展開が必要だというふうに思います。例えば具体的には多子世帯への控除等を含めた大胆な税制改正、さらにこの取りまとめにはGDP比1%から2%へ予算を増すという話がありましたが、こういったさらなる財源の確保、また高齢者施策から子育て・少子化支援策への大胆な政策転換、これは私が言うのもなかなか勇気が要るんですけれども、こういったことを行うことによって国のほうが大きく方向性が変わっていく。それを多分期待して一員にも入られていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこは少し踏み込みが弱かったというか、そんな感じを知事は感じていたのかなというふうに感じました。

また、数値目標についても、どのような目標であれ、この取りまとめに何らかの数値目標が示されて、知事はその上で本県もそれに即した目標を示してどんと進みたいという、そんな思いがあったんじゃないかなというふうに思いまして、提言を読みながらちょっと残念な思いがにじみ出ているんだろうなというふうに感じました。

しかし、いわゆる希望がかなう社会、さらにはギャップをどう縮めていくか、これはまさしく提言の中にも入っていますけれども、これは知事の提案がそのまま盛り込まれているし、ここは今後の検討の一つの要素として重要なファクターだというような位置づけがされた。ここはやっぱりお入りになられて、それでまた意見を述べられた、そういった意味が大きくあったんじゃないかなというふうに思っております。

私もこの考え方は今後の施策の展開、さらには数値目標を示す上で重要な

ファクターになるんじゃないかなと思っています。そのことを念頭に、今後は県民会議での意見も聞きながら、三重県らしい、知事らしい数値目標をお示しいただきたいというふうに思います。

今、私は思いはないというふうに言っていましたけれども、花まる学習会の高濱さんにアドバイザー就任でお渡しになられて、それを記者会見でいろいろとしゃべっているときに、具体的にはないんだけどいいながらも、最後にやっぱり予算を投入して事業をする以上は目標は必要じゃないかと。最後に個人的にはなくはないというふうに言っています、この個人的になくはないということはやっぱり腹の底にはあるんだろうなというふうに思っていますが、それはまた別の機会にお伺いをしたいというふうに思います。

さらには、みえの育児男子プロジェクトにおける具体的な活動において、今後の展開の部分で西城局長のほうからお話をいただきました。やっぱり県の施策展開として、いわゆる機運の醸成とか、また仕組みづくりというのは、これはどちらかという県が得意とするところだと思うんです。しかし、やっぱりこのままで終わってしまったら、これは現場にどう作用させていくか、また現場でどういう活動をつくっていくかということで、余り意味がなくなってしまう。もっと言うならば、絵に描いたもちになる可能性もあるというふうに思うんですね。

そういった意味においては、この前も花まる学習会の高濱さんにいわゆるアドバイザー就任の依頼をしたのかなというふうに思っていますし、また先進事例として、長野県等で行われている森のようちえん、これも子ども・家庭局長から今御紹介をいただいたのかなというふうに思っております。

実は私も若いときに東京の日野市で日野社会教育センターという社会教育施設に勤めている時代がありまして、そこでいわゆる社会教育指導員として、親子の野外活動を担当する仕事をさせていただいておりました。今もこんな顔をしていますけれども、実は日本キャンプ協会の指導員とレクリエーション協会の指導員を持って、いわゆるハイキングとか、縦走とか、ナイトハイクとか、こんな親子の活動をずっとしておりました。やっぱりそこで見る子

どもの笑顔、さらには親と子どもとのかかわり、ここは非常に大事なというのも私自身若いころに感じていた部分があります。

ゆえに来年度は具体的に、地に足のついた、まさしく子どもの笑顔が出てくるような、また父親が本当に父性を発揮できるような活動展開をこの県内でも展開して行っていただきたいなど。それには県だけでは当然こういった活動はできませんので、やっぱり市町とか、さらには民間と連携をしながら進めて行っていただきたい。そこに今回の育児男子プロジェクトの本来的な意味があるのではないかなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

3点目に移ります。生活保護学習支援事業について県の考えを伺います。

この生活保護学習支援事業は、生活保護受給家庭の子ども、特に中学3年生を対象に、学習習慣の確立と高校への進学支援を目的に行っている事業であり、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業、また児童養護施設に入所する児童を対象としたものとともに、子どもの貧困対策を推進するため平成25年度より実施している学習支援事業の3本柱の一つです。

ちなみにこれらの事業の財源スキームは、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業が国2分の1、県4分の1、市4分の1、また児童養護施設に入所する児童への学習支援事業は県費10分の10、そして生活保護学習支援事業については国10分の10で行われております。本来子どもたちの将来はその生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。

私は、生活保護学習支援事業をはじめ、これらの事業は生まれ育った環境など様々な状況から家庭等において学習する習慣や環境が十分に提供されず、学習や進学意欲が低下しがちな子どもたちに対して、学習の機会や学ぶ喜びのきっかけをつくり、ひいては世代を超えた貧困の連鎖を防いでいくことのできる大変重要な事業であると思います。

しかし、この生活保護学習支援事業、今年度までは国10分の10の事業であります。来年度からは、これはまだあくまで予定とは聞いておりますけれども、この根拠法律が生活困窮者自立支援法となり、それに伴ってこの事業

は福祉事務所設置自治体の任意事業になるとともに、国からの財源も2分の1に縮小されると聞いております。前述のとおりこの事業は対象となる子どもたちに学習の機会と環境を提供し、ひいては貧困の連鎖を防ぐ大変重要な事業であります。

ゆえに私は、これらの事業がこの国の負担割合の縮小とともに縮小されることがあっては断じてならないと思うのと同時に、県は今の段階からこの問題を意識し、まずは国に対して来年度も十分な予算を確保することを働きかけるのと同時に、場合によってはひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業の財源スキームと同じ国2分の1、県4分の1、福祉事務所設置自治体、これは主に市ですけれども、4分の1の割合も検討すべきではないかと考えます。

知事は、知事就任後4年間の重要政策課題の一つに学力の向上を上げられております。また、幸福実感度日本一、これも知事の県民に対する重要なメッセージです。これらの観点からもこの学習支援事業を今後どう捉えていくかは、本県の、また知事の政治姿勢をはかる意味において重要なファクターであると思いますが、いかがでしょうか。県のお考えを伺います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 生活保護受給世帯の学習支援事業に対するお尋ねでございますが、国では生活保護受給世帯への支援だけではなく、保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、新たに生活困窮者自立支援法を昨年12月に制定し、平成27年4月から施行されることになりました。新制度では、県、市町などの福祉事務所を設置する自治体が生活困窮者に対する自立相談支援等を必須の事業として実施するとともに、お尋ねの子どもへの学習支援のほか、就労準備や家計相談等の支援を任意の事業として位置づけ、市町の判断により地域の実情に応じた事業が実施できるよう、対象の事業が拡充されたところでございます。

現在国では各事業の補助基準を含めた政令や省令を検討している段階でございます。現時点ではその詳細が明らかになっておりません。そのため、

県としましては国の検討状況の把握に努め、市町が学習支援事業を含めた各事業の実施について適切に判断できるよう情報提供をしております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

この生活保護受給家庭の子どもに対する学習支援事業、今日の段階では恐らく部長の答弁はその範囲だろうなというのは私も感じておりました。しかし、これから国のほうが仕組みをつくり上げていく中で、ある意味もう任意事業になって2分の1ですよというのはほぼ予想される話だと思うんです。

だから、今の段階から私はあえて問題提起をしておきたかったなというふうに思いますし、また県としては、これは実施主体は市町になると思うんだけど、市町の自治体になるからもう県は関係ないというのではなくて、というのは、知事は学力の向上とか幸福実感度を増すということを言っています。そういった意味においては、まず国に対して働きかけをしていただきたいなというふうに思うのと同時に、最終的にどうなってくるかという問題がありますけれども、そのときには市町の実施事業だからそこでやりたいところはやりなさいというような形にはならないようにしていただきたいと思うし、また、町に関しては、いわゆる生活保護に関しては県が担っている部分もありますので、そこもあわせてどう考えていくかというところで、来年度に向けて鋭意検討を、または働きかけをしていただきたいと思ってこのタイミングで質問をさせていただいたわけでございます。

私自身、中学3年生のときにどういう勉強をするのかということは大変に大事なタイミングだなというふうに思っております。ゆえにこの学習支援事業はあえて中学3年生に光を当てていると。中学3年生までの義務教育というのはある程度大きな固まりの中で、集団でずっと過ごしていくと思うんですけれども、しかし高校進学となるとやっぱりそれぞれの道に大きく開いていくわけなんです。

そこで学習の機会が与えられず、またその環境に恵まれずに、自分自身はもうこれでいいんだとか、例えば就職するんだというような状況が私はあつ

てはいかんと思うし、やっぱりこういったところでのいわゆるボランティアのお兄さんとか、さらには塾の先生との出会い、または機会によって自分自身の可能性に本当に気づき、自分自身が進学する方向性というのを新たに見出す、こういったことがあっていいんじゃないかなと思うし、そういったことほど今大事なんじゃないかなというふうに思っております。

確かに絶対数は余り多くないというか、少ない事業だと思います。そして、やはり学習というのは一義的にはやっぱり学校でとり行うものだというふうに思いますけれども、今家庭の環境において様々なそういった状況に置かれている子どもたちが多くないかなというふうに思っております。

最初は勉強の意欲も感じずに、そういったお兄さんからの誘いであっても、塾に来いという話があっても、もう俺はいいんだ、僕はいいんだという子どもがいるかもしれません。しかし、そこを少しずつ参加する中で学ぶ喜び、さらにはできる喜びを感じて、自分自身の進学先が明確になっていって、そして高校受験をする。そして、自分が思っていたところに合格をする。こういった実例が県内の中でも引き続き続いていけば、またできてくれば、私は知事のおっしゃるいわゆる学力の向上のボトムアップになると思うし、さらには幸福実感度も増す。

また、いわゆる貧困の連鎖から脱却をし、タックスペイヤーに変わっていくという、さらには県の職員なんかになって私の今があるのはあのときの学習だった、こんな発言が出たら私は非常に温かい事業になるんじゃないかなというふうに思っています。そういった意味においてはこの段階からこの問題を提案させていただきました。庶民の側に立つ公明党として、3点の御質問をさせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時1分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続します。12番 吉川 新議員。  
〔12番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○12番（吉川 新） 議長のお許しをいただきまして一般質問させていただきます。新政みえの度会郡選出の吉川新でございます。今日は午前中県議会屈指の3人の方々の質問でございまして、ちょっと気遅れがしそうでございます。

私がまずお聞きいたしたいのはM i e M uのことでございます。華々しく4月19日にオープンをいたしました。私の現職のころ、センター博物館としていろいろ構想に加わって検討をしていたことを本当に感慨深く思い起こしております。また、私が担当しておりました公文書館も中に包含をしていただいて、本当に感慨もひとしおでございます。

そして、オープンして約1カ月半たちまして非常に多くの方々が来館されておると。これも非常に喜ばしいことでございます。構想から建設、いろんな議会からの制約もございまして、また限られた時間、陣容の中で大変な御苦勞をされたのかなというふうに思っております。担当者の方々、館長や学芸員の皆さんを含めて本当に御苦勞さまでございましたと敬意を表するものでございます。

新聞情報でも非常に好評の内容が書かれております。私も3度ほど伺いました。来館者の方々にもいろいろお尋ねもいたしました。お年寄りの方も私の選挙の地盤であります遠い南伊勢だとか、そんなところからも老夫婦もおみえでした。子どもたちも楽しそうでした。

実は私そういった経緯がございましたので、正直不安だったんです。今後この県立博物館がうまくいくのかなとか、特に地方の博物館として、一番入り口に巨大なミエゾウがありますけれども、非常に扱いが、化石から、植物から、虫から、鉱物から、民俗から、いろいろなものが盛りだくさんで、特に目玉というか、展示物だけで継続的に来館を呼び込めるようなものではないんじゃないかなという不安を持っておりましたので、そういったことで実に不安な面持ちでこの開館を待っていたわけでございます。

実はそんなこともございましたので、開館の前日に福井県の恐竜博物館へ勉強しに参りました。福井県の恐竜博物館は三重県の博物館とは全然異なりますので、立地も違いますし、場所も違うし、コンセプトも違うし、そういった意味で比較をするということではないんですが、やはりあそこも開館のときに70万人の来館があって、その翌年は一挙に約3分の1、23万人から24万人に、その後ずっと数年間3分の1の来館で、ここ数年、恐竜博物館側の御努力やら、社会情勢といいますか、恐竜ブームも手伝ってもとまで戻ってきたといったようなことがございましたので、参考になることがあるんじゃないかとお邪魔をいたしました。

恐竜博物館のことはまた後で触れることにいたしまして、非常にうれしい、わずか1カ月半で10万人を超えて、当初の目標の22万人は今年度については達成するんじゃないかなという思いもあるんですが、開館前にいろんな議会の対応も含めて目標やら伺ってきておるんですが、1カ月半の実際の来館者を迎えてその実体験に基づいた印象といいますか、決意というか、今後のことについてまず伺いをいたしたいと思います。よろしく願います。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 御質問をいただきました三重県総合博物館でございますけれども、この4月19日に開館をいたすまでに昨年度来いろいろと議会のほうでも議論をいただきました。そして、また多大なる支援をいただきました結果、4月19日にオープンをしたわけでございますが、39日目で6月1日に10万人を早くも突破したということで、非常にこれはもう皆様方の

御支援によるものと深く感謝をしております。

今、議員がおっしゃっていただきましたように、この10万人というのが予想外に早かったのではないかというようなことをおっしゃっていただくと思うんですけれども、これについてはあくまでも順調な滑り出しというふうに理解をしておりますので、今後さらにこれが引き続き頑張れるようにいろんな企画を考えていきたいということで、率直に今の時点では本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます、しっかりとこの後引き続いてやっていきたいという思いでございます。

[12番 吉川 新議員登壇]

○12番(吉川 新) 実は1回目のときは、開館日ですからずっとつぶさに見せていただきました。本当に関係者の方が御努力をされたので、強いことはなかなか申しづらいんですが、見ていて展示物のほうから我々見ておるもの、勉強を深めていこうと思っておるものに対して、展示物は、とまっているものですから語りかけてくれるわけではないんですが、その語りかけが非常に少なかったんです。

2回目に伺ったときに館長がミエゾウのお話をしてくれました。あれで中型ぐらいですね。3.6メートルあるらしいですけども、一般的にはもっと大きいようです。ゾウは前足の踏んだ跡を後ろ足も踏むらしくて、そんなちょっとしたことを教えていただくとあのゾウが生き生きと語りかけてくれます。アケボノゾウはもっと小さいんだとか、そういうお話も伺いました。あのオオサンショウウオの水槽も移転されましたが、あれも移転についてはコンクリートのあくか何かもうオオサンショウウオを移すには随分御苦労をされたようです。ささいな話なんですけど、そういった何かストーリーがあると随分展示物から我々に語りかけてくれるものがあるのかなと、そんな思いでございました。

恐竜博物館の入り口でびっくりしたんですが、エントランスの入ったところにカプトガニの化石が数メートルの長さであるんです。カプトガニはほんの小さいこれぐらいの化石なんですけど、その残りは何か知りませんが、

長い数メートルの化石の板なんです。これは何でこんなに小さいカブトガニに大きな化石が並んでいるのと、こういう話から見た人が感じるわけです。まじまじとした模様がついておるんです。カブトガニの足跡の化石なんです。

それで、化石というのは雄と雌があるらしいです。カブトガニはちゃんと表を向いていますので、足跡が膨らんでいるんですね。ということは本当の化石のほうはひっくり返って死んでおったようです。それで足と尻尾の跡とか、そういったストーリーに徐々に気づかせるような仕組みを持っておる。なので、一番入り口にこれを展示したかったんだというようなお話もありました。そういった小さな事例でございますけれども、リピーターも非常に多いんですが、リピーターの方の感想が常に新しい発見があると、こういうふうなことのようにございました。

それで、この間3回見せていただいて、これは本当に泥縄で大変だったんだろうなと思ったんですが、写真展示、昔の写真も掲げてありましたが、いつごろの写真で、どういった意図で展示されておるのかわからないとか、いろんな検索システムが置いてありまして中も見せていただきましたが、いろんな切り口で検索ができるようになっておるんですが、植物の説明にしましても、古文書の説明にしましても詳しく拡大、縮小して見ることもできないとか、植物なんかのところではいきますとインターネットで調べたほうがおもしろく詳しく書いてありそうだなとか、それだけに担当者の方々がいかに仕事に追まわられてこの開館にこぎつけられたのかなというそんな思いを非常に強めたわけでございます。

そして、本を読んだり勉強をするスペースもありますが、書籍のほうも博物館ならではの形ではございませんでした。来館者の御夫婦なんかはやっぱりちょっと耳が不自由なので、音声説明が欲しいなど、そんなことを言ってみえる方もございました。売店もこれから発展していくんでしょうけれども、御努力はわかるんですが、ちょっと間に合わせでどこかから買い集められたような気もいたしました。

2階の交流スペースについては見ていただきたいというよりは見せたい、

報告したいというような意図が感じられました。子どもさん向けのパンフレットというのが見当たりませんでした。検索システムで中身を見ると、子ども向けのページもあるんですが、中身は大人向けと一緒にございました。検索の項目もそれぞれの分野で10個とか、14個とか、何とか開館に間に合わせて箱へ詰めやんならんなど。

私はそういったことで間に合わせのことについては今後の努力なんだろうと思うんですが、こうやって今開館ブームに沸いてたくさん来ていただいておりますときにそういった資料を見て、何だ、これだけかという印象を持たれるのが非常に恐ろしい思いをしたわけです。

正直言いまして県史編さんがずっと続いております。余りにも時間がかかって編さん中止の声も上がっておるようなことも聞いておりますけれども、既に既刊の部分なんかも見やすい形で、あんなところでオープンにしたり、あるいは博物館の外に埋蔵文化財センターとか、いろんな県の関係のデータといいますか、資料もたくさん持つておるわけですから、そんなことも内部に、映像なりの展示になるんでしょうけれども、もし見るようにしたらもうちょっと中身が広がるんじゃないか。

いずれにしろ、自然系からそういう歴史物の全てをあれだけのスペースへ入れるということ自身が難しいわけですから、ソフトというか、そちらで博物館の充実を図るべきなんじゃないか。ですから、コンテンツをこれからどうやって整備していくかというのが非常に大きな要素なのかなと思っております。したがいまして、多分今回の博物館はこれからがスタートなのかなという思いで見せていただきました。

多分内部を充実させていくのに知恵も予算もかかるんじゃないかなと思いますが、企画展示だとかいろんな講習会も年間で計画に上げられておって、そちらにも期待をいたします。そういったところとてにかく地方の博物館がどうあるべきかという視点で今後博物館を運営していただきたいなといった思いでございまして、この辺について先ほどの10万人という数字は聞きましたが、中身の充実につきましても決意なり、具体的なことをお教えいただけ

ればと思います。

○環境生活部長（高沖芳寿） 10万人という数値は確かに予想外といたしますか、たくさんの来館者に来ていただいたわけですが、おっしゃるように中身でございます。中身については、まだ2カ月しかたっていないという状況の中でいろんな御意見をいただいております、アンケートをまず幾つかとっております。これは基本展示室、それから企画展示室ともにそれぞれの場所でアンケートをとっていきまして、すぐできるもの、あるいはしばらく時間がかかるものに分けてきちっと整理はしております。

それで、いろんな物理的な面という意味で施設整備をこういうふうにしたほうがいい、もっと広くしたりとか、そういったことは難しいので、できることの中で、例えば企画展であれば創意工夫を少しずつして、年6回の企画展を行いますけれども、その中でできるものはやっていくし、基本展示の中でも修正すべき点は、先ほど言われた文字が小さい、表示が小さい、見にくいというようなものについてはきちっともうすぐ対応もさせてはいただいております。

それと、三重県の博物館の特徴として、いわゆる交流スペースを広くとっているというのが特徴でございますので、展示スペースが限られたスペースになっておるという中で創意工夫をして、これからきちっとコンテンツもしっかりと見きわめて展示をしていきたいというふうに思っております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 私も博物館におきまして入館者とか、入場料とか、そちらには余り重きを置いてなくて、見に来た人がどれぐらい感動したとか、ある分野でもっと勉強したいという気になるとか、そういった物差しが大事なんじゃないかなと思っております。今日の午前中もありましたように何らかの指標が、入館者とかいう以外の本当の存在価値にかかわるような指標、例えば10回以上のリピーターの数とか、あるいはよかったもんで友達を連れてきてくれた再入場とか、そのような本当の意味での価値、ですから、アンケートもそういった視点に基づいたアンケートをつくっていただきたい

などと思います。

先ほどの福井県の話に戻りますと、やっぱりあそこは来館者の意向確認とその分析を非常に熱心にされています。それから、メディア対策、メディア戦略も非常に一生懸命頑張っておみえです。やはり北海道の旭山動物園の勉強も大分されたようです。あの発想、展示ということに関して努力をされたようにも伺っております。そういった意味で正直いいスタートを切られましたので、これからどう育てるかという視点でしっかり頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

続きますて、もう4年間ずっと同じテーマを言っておりますが、障がい者雇用についてお伺いをいたします。

先般の新聞報道で、ハローワークを経由した障がい者雇用が4年連続で過去最高を記録したと。前年度比8.6%増えて1362件というような話で、全国順位も22位だったというふうに報道されております。知事をはじめ関係者の方々が一生懸命障がい者雇用については取り組んでいただいておりますに敬意を表し感謝をする次第でございますといひながら、4年連続で過去最高で、全国中位ぐらいの成績を単年度単年度積み重ねてきておるのにもかかわらず、何でまだワースト1位なのかなと。

去年も同じような話で、よそのほうが伸びが多かったという話と本社機能が三重県には少ないんだと、この二つの答えがあったように覚えておりますが、何か別の理由があるんじゃないかなと思っております。せっかく雇用されたのに途中でミスマッチが、会社側の問題があるのか、本人さんの問題があるのか知りませんが、途中でやめられる人が多いのかなとか、あるいは福祉事業所と言われるような機能が三重県にはほかのところより多いのかなとか、それゆえに福祉事業所と一般就労の制度上のギャップがあるわけですから、そこら辺は三重県がそういう福祉事業所が発達しておるとすれば、そういったことも原因かなと。

あるいはハローワークのメニューで特定就職困難者雇用の開発助成金があって、非常にありがたい助成金のごようございまして、それを経営という

か、企業アドバイザーみたいな方がこうやってするともうかるよと、こういうような形で、本来障がい者雇用に必要な熱意だとか、そういう法令の義務以外の物差しがちょっと悪用されておるんじゃないかなとか、いろいろ私なりに想像しておるんですが、県当局としては4年連続いい成績にもかかわらず、まだ全国最下位におる理由をどのように分析しておみえなのかお伺いいたします。

あわせて、昨年度は1万4000社の企業に実態調査をされたと聞いております。これには50人以下の企業もあると聞いておりますが、それらの結果も踏まえまして御見解をお教えてください。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） それでは、なぜワーストかという推測でございますが、御回答をお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど議員からお話ございました県内の職業紹介状況が前年度比で8.6%増加し、4年連続増加、それから就職率が全国11位で5年連続増加、なのになぜワーストかというお話でございますが、これは就職件数、就職率が高い数値を示しながらも、障がい者実雇用率がそれほど伸びていない理由として考えておりますのは、実は実雇用率の算定対象となる企業が50人以上の規模の企業でございますので、そこへの就職割合、50人以上の規模の就職割合が25%と低くなっていることが上げられるというふうに考えております。

それから、障がい者雇用実態調査の概要でございますが、これは平成25年5月、従業員3人以上の県内約1万4000事業所を対象に実施しております。回答数は6208事業所で、回答率は43.9%でございました。この中で障がい者を雇用している事業所は1072事業所で、その割合は17.3%となっております。約6社に1社の割合で障がい者を雇用していることとなっております。

この調査分析でございますけれども、企業が障がい者雇用を進める上で課題というのは主に二つあるというふうに認識をしております。一つ目は、障がい者雇用に当たって約8割の企業が社内に適当な仕事があるのかと回答してきております。それから、二つ目は障がい者雇用を進める上での必要なこ

とについて、約4社に1社の割合で企業内や取引先などの障がい者雇用の理解が必要であると回答しております。このような調査結果が出ております。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

先ほどの50人以下は対象外ということでワーストの意味はわかりました。ありがとうございます。

ハローワークといいますか、国の機関でお聞きしましても、やはり mismatch でやめられる人のデータというのはなかなか正確につかんでみえないようでございます。私自身は常々そこら辺の実態をよく分析する必要があるのかなと思っておるんですが、その生のデータ自身が不足しておるということもございまして、この点については今後特別支援学校もそうなんですが、関係者でそういった追跡にも力を入れていただいて、 mismatch があるとなればそこら辺の対応を考えていくことが非常に重要なんじゃないかなというふうに思っております。

いろんな障がい者施設を見せていただいたりしておるんですが、三重県の企業の中でミルボンという会社がございまして、そこは七つ製造ラインを持ってあって、そのうち五つを障がい者に開放してお見えなんです。それは雇用をしているんじゃないんですが、施設外事業所という形で福祉施設に一括年間幾らかでお願いして、ですから、そこへ通ってみえる障がい者の方は指導者もセットで、形は一般就労みたいな形でお金のほうも結構いいお金をいただいて、会社の中へ入っておると会社のほうも効率化とかコスト削減のことをいろいろやられるんですが、その会社の中で仕事の切り出しを受託しておる福祉施設が、その切り出し作業もできるということで、非常に良好な形なのかなというふうに思わせていただきました。

これは障がい者雇用の数には統計上されない。こういったことも障がい者の居場所といいますか、働き場所という意味では非常に効果的で、B型とかA型の機能を持って、それで会社の中での施設外就労があって、そこでうま

くいくと会社への雇用というふうにはステップを踏まえた子どもたちの教育と  
いいますか、やる気の醸成といいますか、それとも一つは、障がい者をお  
持ちの親御さんなんかの意識が、うちの子はこれぐらいしかできやん、これ  
ぐらいのところでやっておったらいいんやという障がいをお持ちの方の能力  
を見切っておる要素があるんですが、同じ組織の中にそういう見る場、体験  
する場があるとやる気も出るようございまして、そんなことも一つの方法  
論なのかなというふうに考えております。

福祉の事業所におきましては、A型にしろ、B型にしろ、事業で上げた収  
益は利用者に還元されて、会社といいますか、組織の運営は報酬費といいま  
すか、そういった税金で賄われるわけです。裏返ししますと、障がい者自身  
が経営資源になっておる。したがって、制度の趣旨でいきますと、本来一般  
就労にする授産という意味でステップである機能が、ややもするとどうして  
も仕組みからいくと、障がい者の方がうちの作業所においてほしいという囲  
い込みの機能になるわけですから、そういったことも一般就労へのパイプと  
いう意味でつながっていないのかなというふうに思っております。

そういった意味で、今回鈴木知事のほうも一昨年ぐらいから社会的事業所  
という仕組みに非常に力を入れられまして、このたび平成26年度から制度を  
つくって発足していただいた。早速複数の組織が手を挙げてというふうに  
伺っております。一般就労と福祉的な就労とのちょうど中間に位置する制度  
かなと思って大きな期待をしております。

また、企業のほうが、先ほど部長が言われましたように、やっぱり社内に  
仕事があるのかとか、いろんな課題が企業側にお持ち、そういった企業の気  
持ちはあってもなかなかよう雇わないところを非常にうまくやっている県の  
組織として、何か埼玉県が障害者雇用サポートセンターというのをつくって、  
これも当初は余り効果がなかったんですが、徐々に慣れてきて、最近雇用  
率でも年間0.01ずつぼぼっと上がって順位も上がってきておるとい  
う事柄がございまして。そんなことも含めて企業向けのワンストップの障がい者  
をあっせんしたり、調整したりする機能があると進むのかなというふうな思い

でございます。

いずれにしましても、障がい者雇用というのが、もう障がい者の方が個性がそれぞればらばらなので難しいんです。難しい理由が随分並びまして、なかなか進まない状況を危惧しております。そういった中で、このたびステップアップカフェを整備されるということでございます。

これも非常に私は心配をしておるんです。仕様書には随分広大といえますか、高邁なことが掲げていただいております。県民が障がい者と交流し、理解を深める場、企業と障がい者との接点を増やし、障がい者が戦力になることの理解を促進する場、障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練の場、ブラッシュアップ等による障がい者就労支援事業所等の商品づくりへの支援の場、障がい者雇用支援機関と企業が互いにつながりをつくる場、障がい者が活躍できる職域の拡大を推進する場というコンセプトを掲げてカフェをやろうと思われています。

先ほどちょっと作業所の仕組みを申し上げました。このカフェへ来られる人たちはどういうところから来られるのか。作業所から来られるのか、特別支援学校から来られるのか、どこから来られるのか。そこがちょっとわかりづらいので教えてほしいんです。それで、来られたときに作業所におられる方は経営者のほうは支援費を、その方のをもらうわけですから、今度のカフェはその仕組みの上では何か国からの助成がどういう形で入るのか。

それから、そういう企業とのマッチングの場といいますか、そういうのをセットするのがどこでどんな、これは県の役割のように書いてございますが、嘱託員を雇ってやっていくというふうに書かれておりますけれども、わずかな人数でそういうことがちゃんと果たしてできるのかなといった意味で心配をしております。この点についてちょっとお伺いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） ステップアップカフェの取組におきましては、今まで障がい者について関心がなかった人に関心を持ってもらうこと、それから企業関係者の方々に自分の会社で障がい者が働ける場所を見出していた

だくことなどにより障がい者雇用への理解が進み、積極的な雇用へとつながっていくような流れをつくることを目指したいと考えています。

今、誰が集う場所かというお話がございましたが、それはもちろん特別支援学校からの研修者でありますとか委託訓練を受ける者、それから一般には先ほど申し上げましたように全県民というか、そこに来てくださる方を普通に受け入れようというふうに思っておりますので、全県民というふうに御理解いただきたいと思います。

それから、国からの助成があるのかという点につきましては、国からの運営に対する助成はございませんで、国の地域人づくり事業という事業を活用しまして嘱託の人とかを雇ってうまく運用していきたいというふうに考えております。

それから、企業とのマッチングというお話でございますが、障がい者が企業で定着し戦力になるための仕組みの強化、それから関係機関のネットワークづくりに向けては企業と支援機関との橋渡し、それから企業間、または企業が現実には直面している課題等について情報交換をしたり、そういうことができるように仲介役を担っていきたいというふうに考えております。そのようにして企業のマッチングを広げていきたいと思っております。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

いずれにしても、本当に大変な事業になって、しかも期限つきでございますので、ぜひ頑張っていたきたいというだけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に行きます。オープンデータ、ビッグデータを活用する行政サービスについてお伺いします。

I Tといいますと私も非常に苦手なんです、最近の急速な発展には目を見張るものがございます。ビッグデータというともう自分らのコンビニでの買い物やら、いろんなネットで検索した内容やらが全部把握されておって、

いろんなことに利用されるという話は便利やな、すごいなという話と恐ろしいなという気持ちも持って観測させていただいております。2012年7月には、政府におきましても電子行政オープンデータ戦略というのが決定されたようでございます。

三重県におきましても、ホームページでいろんなデータをオープンにしております。ホームページでオープンにしておるのがオープンデータとは言わないようでございますけれども、あとGISのデータでM-GISとか、Mie Click Mapsというような形でサービスも提供してると伺っております。

こういった中で、先般鯖江市へ行ってまいりました。オープンデータ、オープンガバナンスというのを標榜して、データシティ鯖江というのを標榜して、IT人をパートナーにしてウェブ上で市民側がいろんなソフトをつくられました。今もう既に80本ぐらいができたということでございます。市バスを待っているときに乗りたいバスが今どこを走っておるのがスマホで見られるとか、急いでおるときに最寄りの一番近くの公衆トイレがどこにあるかを見られるとか、あるいはAEDが設置してある場所がどこにあるとか、そんなようなソフトが市民の手でつくられております。

それで、鯖江市でうれしかったのがそういった話を予算ゼロでやっておるんです。三重県でも県民意識調査のアンケートを毎年やられて、あの膨大な量を県庁でいろんな縦横分析をされて整理をされております。あの量、あのデータを使って縦横分析、いろんな切り口の、役所の発想で、想定で何かを分析するというんじゃなくて、あのデータをオープンにしたら変わった切り口の結果も出てくるんじゃないかなと、そんな思いもしております。

先ほど博物館のところでも申し上げましたが、さきの三重県史であるとか、埋蔵文化財センターだとかが持っているたくさんのデータ、ああいったものも整理してオープンすると非常に役に立つ形に生かされるんじゃないかと。市民が使いやすい、市民サービスが向上する。役所が本来いろんな分析を使って次の戦略に使いたいような話を向こう側でやっていただければ、非常

にコストが安く県政の方針というか戦略がつくれるんじゃないか。あるいはデータで民間側が民間の新しい起業であるとか何かにも使えるんじゃないかと。役所が持っている財産をオープンにすることだけで非常に効用が高い戦略だと思っています。

こういったことの取組は鈴木知事のほうも非常に力を入れられると信じておりますが、現状の取組についてお伺いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） オープンデータ、ビッグデータの活用についての現在の取組について御答弁いたします。

県としましては、オープンデータ、ビッグデータを活用した新ビジネスの創出について、県内外の37社、団体が参画した産学官の連携によるみえICTを活用した産業活性化推進協議会を平成25年7月に設立し、観光、健康、共通基盤といったテーマごとにワーキンググループを設けて、参画企業からの提案を受けながらビジネスモデルの検討を進めています。

例えば観光ワーキンググループでは、スマートフォンアプリなどを利用した災害時における屋内から屋外への避難誘導、それから観光客向けのサービスのビジネスモデルについて検討しています。健康ワーキンググループでは、健康診断データなどを分析することで糖尿病など生活習慣病と診断されながらも治療を受けていない方や治療を中断している方を抽出し、受診の勧奨や生活指導などのサービスを提供するビジネスモデルについて検討しております。

共通基盤ワーキンググループでは、観光、防災などの行政のオープンデータや交通量計測、気象情報などの各種センサーから収集されるリアルタイムデータなどを、誰もがビジネスに利活用できるための環境整備について検討をしております。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 本当に県のホームページだけでも私が所要のデータを探

そう思うと大変なんです、データの形も統一、読み取れる形にしていたきたいのと、何が入っておるか。これは雇用経済部の話じゃないかもわかりませんが、何が入っておるのがよくわかる形でオープンにしてほしい。

G I Sのデータなんかも読み出すと、随分ダウンロードするのに時間がかかる。だから、さくさくと利用できるような形、要するにワンストップ、それからデータの形、スピード、そういったことを含めて、ホームページも含めて、あと気をつけやなあかんのが個人情報だとかセキュリティーの問題、制約を押さえた上で情報化といいますか、オープンデータの活用をして、安くて便利な中身の濃い県政運営をしていただくようお願いいたしまして、この項を終わります。

もう一つ、災害の防除ということで、最近は異常気象なのか、本当に大雨が多くて、東紀州、紀伊半島の大水害の災害復旧といいますか、堆積土砂もなかなかまだ取れていないというような状況でございますが、それを全部公共で災害復旧なり河川の維持の予算で堆積土砂除去をやっておみえだと思えます。

今回去年から市町の意向を聞いて、優先順位をつけて計画的に堆積土砂の撤去をやっていくというふうに伺っておりますが、本当に次の雨までにできるのかどうか、非常に心配でございます。この間も安倍政権も南海トラフの対策の一つとして、やっぱり津波対策で海岸増強なんかの話も出ておまして、砂利なんかのニーズは高まるんじゃないかなと、そんな思いもあります。

この件につきましては、昨年の総括質疑でも申し上げたんですけども、この辺について、計画的に市町で優先順位をつけていくというふうな話を伺ってそれもできてきたということですが、その物差しの大きな要素で、一つは非常に危ないところからやっていくという物差しはよく理解できます。

けど、もう一つの物差しで土捨て場といいますか、残土処分場があるかというのが大きな物差し、優先順位をつけていく物差しになっておるんですが、去年砂利屋さんで砂利採取という形で、費用も向こう持ちでお金ももらってやっていくというのが理想的じゃないかと言ったら、品質がどうのこうのと

かいう mismatches もあつてはかどらないという報告を聞いておりますが、そういつたことも踏まえて、何かこれをより効率的にするのに新しい踏み込みなんかはされておるのかどうかをお伺いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 河川堆積土砂の撤去に関して2点ほど、箇所選定と新しい手法ということでお答えさせていただきたいと思ひます。

河川堆積土砂の撤去につきましては、緊急かつ重要な課題として認識しておりますが、しかしながら、要望箇所も多くあるということから、まず当該年度の実施箇所、それと今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有、検討、意見交換する箇所選定の仕組みを構築させていただいて、昨年度は松阪、伊賀、尾鷲の3建設事務所で試行したところでございます。

市町とともに撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有するということが有効であったと判断しており、今年度26年度からは全ての建設事務所で展開しているところでございます。今後も建設事務所と市町との意見交換を行いながら、この仕組みの効果の検証を行いながらさらなる充実を図っていききたいというのが1点でございます。

次に、砂利採取制度の活用でございますけれども、議員のおっしゃっていただきましたように、砂利の品質、それと採取場所と工場の距離が遠いと運搬費用がかかるようなことから箇所が限られてくるということが問題になりまして、そのために平成21年度から事前測量とか事前調査、それと採取箇所のヨシ草、表土の撤去を県のほうでまず最初にやっておくというような制度。

そして、さらに平成26年度からは砂利採取の掘削範囲を、今までは水面より上ということだったんですが、河床や護岸に影響のない水面の下まで可能にする。それはきちっと安全性を確認の上で可能にするとか、県がまず掘削をしておいて河川区域内に仮置きし、そしてその土砂を砂利組合がまとめて取っていくというような仮置き採取、そのような手法を新たに導入して実施できるようにしたところでございます。

今後も予算確保に努めるとともに、この砂利採取制度を活用して河川堆積

土砂の撤去を進め、治水安全度の向上に努めていきたいと考えているところ  
でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 堆積土砂を役所が河川敷内へ積み上げて置いておいたもの  
を採取業者が買っていってくれればと理解したらいいんですか。

○県土整備部長（土井英尚） 基本的には表土も取ったりとか、内水面の漁業  
組合との調整とかを県でやるということで、事前にとって山置きしておいて  
ということでございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 非常に今までの仕組みよりは画期的に進むんじゃないか  
なというふうに想定いたします。ぜひそういった手法で公が担う部分じゃな  
くて、民間が喜んで使える形で進めていただきたいなと思います。

最後に、これも昨年ちょっとお聞きしたんですが、港湾なんかにある陸閘  
といいますか、防潮扉、これの整備がなかなか進んでいないんですが、それ  
でまた地元の方々からは、津波が来て分、秒を争うときに誰がその扉を閉め  
に行ってくれるんやという不安も上がっております。今、県のほうでは去年  
も今年も何億円もかけて新しい機能の整備、これも大事なことです、進め  
ておみえなんです、私は既にある機能を災害のときに生かせる整備を進め  
れば、多くの設備が比較的安くてできるんじゃないかなと思っておるん  
ですが、この辺についてお考えをお願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 陸閘の遠隔操作化というようなことで、港湾、  
海岸の利用実態とか、背後住民の避難に要する時間とか、利用者の避難状況  
や、一番問題なのは閉鎖時に安全に閉められるか。中に閉じ込められたよう  
な人がいないという確認、こういうようなことが一番問題だと思っ  
ていますが、それらを総合的に勘案しながら検討、実施、五ヶ所港ではや  
っているとかいう事例もございます。

それで、また本年6月4日に海岸法が改正され。

○副議長（奥野英介） 答弁は簡潔にお願いします。

○県土整備部長（土井英尚） 高潮の際に現場の操作員が安全に操作できる、そのようなことも配慮しろというようなこともあります。そういうことから鋭意検討して実施してまいりたいと考えております。

○副議長（奥野英介） 申し合わせの時間が参っておりますので、速やかにお願います。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

そうした制約をツールにして住民説明もすることで防災意識も上げて、安上がりのできる整備方法があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 志摩市選出、自民みらいの中嶋年規でございます。私からも、冒頭、桂宮宜仁親王殿下の御逝去に際しまして心から哀悼の意を申し上げますというふうに思います。

さて、平成23年5月から任期をいただいております我々議員とそれと知事は最終年を迎えたわけでございます。最終年の多分今回私は最後の一般質問になろうかと思っております。実はこの一般質問はどのタイミングでしょうかとずっと悩んでおって、去年から、9月か12月ぐらいに鈴木英敬知事は次の知事選に出るんですかというふうなことをお尋ねしたいなと思いながら準備を進めておったんですが、よくよく日付を見て考えたら今日がいいなということで、今日質問に立たせていただいております。

実は今日というのは奥野英介副議長が、私の伊勢高校の大先輩であります。奥野副議長が初めて議長席にお座りになると同時に、今日はお誕生日ということでございまして、幾つかというのは申し上げますが、お誕生日おめでとうでございます。そんな記念の日でございますので、今日質問をさせていただこうと思っております。奥野副議長が議場にいないとやじが少なくてちょっ

と議場が寂しいんですけども、その分私が元気を出していきますので、執行部の皆さんも元気にお答えをお願いしたいというふうに思います。

では、通告に従いまして、まず1項目めでございますが、スポーツによる元気な三重づくりということで御質問をさせていただきたいというふうに思います。

平成26年度中に三重県スポーツ推進条例（仮称）というものを制定する方向で検討を進めていただいております。その理念は、県民力を結集したスポーツによる元気な三重づくりということでございます。スポーツと申しますと今週末、日本時間の6月13日から始まります2014 F I F Aワールドカップ・ブラジル大会がございます。我が日本代表も6月15日の日曜日、10時キックオフ、対コートジボワール戦があるわけございまして、本県からも名張市出身の山口螢選手が日本代表に選出をされておまして、ここ最近の活躍を見ますとレギュラーとしての出場も期待されるところであります。

そこで、まず知事にもうすぐ始まります F I F Aワールドカップ・ブラジル大会に向けて、サッカー日本代表、特に山口螢選手への知事からのエールをお願いしたいと思います。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** F I F Aワールドカップ・ブラジル大会に向けて、日本代表と山口螢選手へのエールということでございます。

ザッケローニ監督率います日本代表チームは強化試合も5連勝と勢いもありますので、十分な調整を行っていただき、グループリーグを勝ち進んで、前回の南アフリカ大会の成績を上回るベスト8以上を目指して戦い抜き、国民の皆さんに夢と感動を届け、日本中を興奮のるつぼとしていただきたい、そのように思っております。

あわせて、本県出身の山口螢選手もチームの中心選手として出場されることが予定されております。山口選手は運動量を生かした守備に加え、ゴール前への鋭い飛び出しをプレーの持ち味とし、冷静かつ闘争心を前面に出して戦う姿は本県の子どもたちにとって憧れであり、多くの県民に勇気を与えて

おります。ぜひ2014F I F Aワールドカップ・ブラジル大会におきましてはベストコンディションで、これまで御自身が築いてこられたプレースタイルを貫き、日本代表の勝利に貢献されることを期待しています。私も県民の皆さんとともに、ブラジルまで声が届くぐらいにしっかりと応援をしていきたいと思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 非常に心強い、また地球の裏側に届くような熱のこもった答弁をエールをいただきましてありがとうございます。私どもの地域のほうでも伊勢志摩フットボールクラブというのがあるんですが、その皆さんと一緒にパブリックビューイングの企画もありますので、ぜひ多くの県民の皆さんが、山口螢選手はもちろんのこと、日本代表の応援をしていただきたいなと思う一人でございます。

それでは、スポーツによる元気な三重づくりの話が続けていくんですけども、先ほど申し上げたような国際的な大会というのももちろんですけども、平成30年に控えておる三重県を中心としたインターハイの開催、それから平成33年の三重国体、ここら辺をターゲットに三重県としての様々なスポーツ環境の整備であるとか、人材の育成だとか、そういうことに取り組んでいくことになっておるわけでございますが、その中間にあります東京オリンピック・パラリンピック、東京オリンピックは2020年7月24日から8月9日、パラリンピックは8月25日から9月6日ともう日程も決まっておるところでございますけれども、三重県としてもこの東京オリンピック・パラリンピックに関して事前キャンプの誘致、これをする方針というのもお示しいただいておるところでございます。

昨年9月24日の青木謙順議員への答弁でも、事前キャンプの誘致によって地域経済の成長や人と人、地域と地域とのきずなづくりが進み、地域の活性化がもたらされることが期待されるというふうなことで取組を進めていただいているところだと思うんですが、そこでお尋ねしますけれども、この2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプの誘致に向けた取組の進捗

状況をお聞きすると同時に、今後県内の競技スポーツ団体や三重国体で同種目の競技会場となるようなキャンプ地となりやすい、なり得る市町との連携だとか、県民を含めたチーム三重での誘致活動を今後どのように展開していくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○**地域連携部スポーツ推進局長（世古 定）** 昨年の12月24日にキャンプ地誘致の推進本部、これは知事が本部長でございますけれども、県庁内に組織を立ち上げております。

それで、現在の取組の状況でございますけれども、1月に県内市町の意向調査、これを実施しております。それから、3月には第1回目の市町等連絡調整会議、これを開催いたしまして、キャンプ地誘致に向けたスケジュール等をお示しして情報の共有を図っているところでございます。

それで、県内の状況でございますけれども、今誘致を表明しておりますのは桑名市でございます。桑名市につきましては、岐阜県の海津市とそれから愛知県の愛西市、ここと連携をいたしましてボート競技、この誘致を表明しております。あとほかにも意向調査などを踏まえまして、誘致の可能性のある県内市町、それから競技団体、こういったところとも調整を進めているところでございます。

それと、今後の取組でございますけれども、県といたしましては誘致の可能性のある市町、それから競技団体と連携をいたしまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、それから中央競技団体、そういったところから情報収集を行いまして、経費、施設、スタッフ等の諸条件、こういったものをクリアしていく中で誘致の表明ができるように進めてまいりたいと思っております。

それから、議員のほうからも御指摘がありましたように、事前キャンプ地誘致というのは本県のスポーツ推進には絶好の機会であり、地域の活性化にもつながると思っておりますので、国民体育大会における競技種目の会場地との関連も十分に考慮しながら進めるとともに、市町及び競技団体との連携を図ってまいりたいと思っております。

あわせまして、ホームページでありますとか、メディアを活用するなどの広報活動を充実させまして、多くの県民の皆さんにキャンプ地誘致に関心を持っていただくというふうなことで、県民力を結集した活動につなげてまいりたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 今、桑名市のほうが近隣の市町とともにボート競技の誘致についての手を挙げていらっしゃるということでございまして、ぜひとも桑名市の取組を支援していただきたいと思ひますし、ほかの市町においてもこういった手を挙げていただく市町をどんどん増やしていただきたいなど。本当にチーム三重で事前キャンプ地の誘致を図っていただきたいというふうに思ひます。

やっぱり事前キャンプ地が来ていただいて、そこで一流アスリートの競技を見ていただく、またふれあっていただくという中で、先ほど知事が山口螢選手へのエールでおっしゃられたように、地域子どもたちもすごく夢を持てると思ひますし、我々自身も元気をもらえる。そういう意味では、事前キャンプ地というのは目に見えない部分の効果、経済的效果はよくはかられるところではありますが、目に見えないところの効果というものも非常にあろうかと思ひますので、ぜひとも絶好の機会とおっしゃられたとおり、この事前キャンプ地の誘致につきましてはさらに力を入れていただきたいと思う次第であります。

それに悪乗りするわけではないんですけども、もう一つありまして、愛知県の話なんです、愛知県では東京オリンピック・パラリンピック開催等の相乗効果を狙って、同じ2020年の秋に開催予定のFIFAフットサルワールドカップ2020の招致を図るために、先月5月23日に招致活動のための500万円の補正予算を全会一致で可決したというふうに聞いておるところでございます。そこで、我が県としても愛知県と連携しつつ、愛知県から会場をとってくるという意味ではないんですけども、連携をしながらFIFAフットサルワールドカップ2020の招致並びに事前キャンプの誘致に取り組んではどう

かと思いますが、いかがでしょうか。

○**地域連携部スポーツ推進局長（世古 定）** 愛知県が招致を表明しておりますF I F Aフットサルワールドカップの関係でございますけれども、この招致を表明している平成32年、今御指摘がありましたように東京オリンピック・パラリンピックの開催の年でございます。これは本県におきましては翌年に開催される国民体育大会の前年ということで、取組の最終の仕上げの年というふうなことでございます。

それで、こういった中で、F I F Aフットサルワールドカップ2020の招致並びに事前キャンプ地の誘致につきましては、今後三重県サッカー協会等関係団体、あるいは市町の意向も確認しながら、日本サッカー協会でありますとか、愛知県の動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

なお、正式に愛知県での開催が決定されれば、隣県でございますので、隣県での大きなスポーツイベントの開催となり、平成33年の国民体育大会の本県開催もあることから、それも踏まえましてスポーツを通じた地域の活性化につながるよう総合的に取り組ませてもらいたいと思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○**34番（中嶋年規）** 聞くところによりますと、今愛知県しか手を挙げていないということでございますので、ぜひとも決まった暁にはというのではちょっと遅いので、もう今からでも心の準備も含めて、ぜひともこの東京オリンピック・パラリンピックの事前誘致とともに市町のほうと協力しながら御検討賜りたいというふうに思います。

日本生産性本部余暇創研というところの調べによりますと、フットサルの人口というのは全国で370万人いらっしゃるそうなんです。それがここ3年の間に90万人、もう100万人近く増えているという意味においては、これからフットサル人口というのが増えていくその傾向が見られるということでもございますので、ぜひともそういった観点も含めて、フットサルワールドカップについても、オリンピック、パラリンピック同様力強く取り組んでいただきたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。2項目めは公共交通のことについてでございます。

生活交通の維持確保、それからリニア中央新幹線だとか高速道路の整備の進展などの新たな動向を踏まえて、安全、快適で利便性の高い交通基盤の確立を目指し、20年後の平成46年を目標年次とする本県の交通に関する総合的な政策の方向性とし、三重県総合交通ビジョンというのを、昨年度から本年度2カ年をかけて民間の有識者などで構成されるビジョン策定懇話会を設置し、議論を進めていただいております。

こうした中、国においては、交通政策に関する基本的な理念と施策の総合的、計画的な推進を図るため、交通政策基本法というのが平成25年12月4日に施行されました。こちらにちょっとその説明をつくらせていただきました。

(パネルを示す) 交通に関する課題として、過疎化が進む地域における生活交通の確保であったりだとか、国際的な人流、物流のネットワークを充実させること、巨大災害への備えを万全なものとするということというふうな交通に関する課題に対して、交通政策基本計画というものを策定、そして実行することで政府が一丸となって対応していく。それによって国民生活の安定向上、国民経済の健全な発展を実現していくと、こういったコンセプトの法律であります。

あわせて、この計画を今つくっているわけですが、交通政策基本計画というのは平成26年11月までに策定する方向で今議論を国のほうでされておるようでございます。あわせて、この計画が実効性あるものとなるために、民間事業者や自治体向けに財政、法制度上の支援措置を整備するというふうにも聞いておるところであります。

さっき申し上げましたように、国のほうの計画はこの11月にでき上がる。一方で、本県の総合交通ビジョンの進捗であります。9月に中間案の公表とパブリックコメント、12月に最終案の取りまとめのスケジュールで進めていただいております。

そこでお尋ねですが、国が交通政策基本法に基づき策定を進めてお

ります交通政策基本計画や、それに伴い今後示される予定の国の支援策を我が県の三重県総合交通ビジョンに十分反映させることは可能なのでしょうか。お尋ねしたいというふうに思います。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（水谷一秀）** 三重県総合交通ビジョンにつきましては、今月に素案を常任委員会にお示しし、御検討いただくこととしており、策定懇話会の開催、関係部局や市町への意見照会、さらにはパブリックコメントなど、広く県民からも意見を聞き取りながら整理し、年度末に公表したいと考えております。

国の交通政策基本計画につきましては、先ほど議員のほうからも説明がございましたが、今後積極的に情報収集に努め、国では9月に中間取りまとめ案を予定、11月に答申案を予定しておりますので、そういった内容を鑑み、三重県総合交通ビジョンに反映していきたいと考えます。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○**34番（中嶋年規）** この地方分権の時代でございますので、何もかも国の政策に合わせる必要はないと思うんですが、やはり国の政策との整合性とかを求められる部分もあろうかと思っておりますので、ぜひとも十分に注視しながら県の交通ビジョンと国の交通基本計画のほうでそごが生じないように御注意いただきたいというふうに思います。

この交通政策基本法なんですけど、この第16条にこういうことが書いてあります。通勤、通学、通院など、日常生活に必要な不可欠な交通手段について、離島を代表とする地域の実情に合った方法を確保する。これを国の責務として明記しております。この点に関して、現在議論されております三重県総合交通ビジョンの基本方針案では、地域ぐるみでの地域公共交通の維持・確保という欄でこれに対応したことが書かれておると思っております。

ちょっとこれを読ませてもらいます。長いですけども、地域における生活交通の維持・確保のため、これまでのような交通事業者による路線バスや

鉄道の維持、市町のコミュニティバスによる維持ではなく、県民、NPO、アクティブ・シチズン、企業、交通事業者、国、県、市町がそれぞれの地域コミュニティで適切な役割分担を果たしながら、生きがいを持ちながら定住できる地域公共交通の維持・確保を図りますと、こう掲げてあります。今は案です。何が書いてあるかようわかりません、はっきり申し上げて。どうも曖昧模糊としていて何をするのか、何をしたいこうとしているのか、県は一体何をするのか、これが私には読めないところであります。

私からお尋ねするのは、先ほど申し上げましたようなところを捉えても、三重県総合交通ビジョン基本方針案における公共交通の維持確保に対する県の取組、これはちょっと消極的ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

また、六つの有人離島を有する本県であるにもかかわらず、離島航路の確保であったりだとか、伊勢湾フェリーやセントレアとなぎさまちを結ぶ津エアポートラインといった船舶を利用した交通手段に関する記述が、現在検討されております基本方針案には私は見つけることができませんでした。そこで離島航路の確保であるとか、伊勢湾フェリーや津エアポートラインの活用など、船舶交通に関する取組も基本方針に盛り込むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

**○地域連携部長（水谷一秀）** 公共交通につきましては、自動車、自家用車への過度な依存が進むことに伴う利用者の減少により、交通不便地域や公共交通空白地域が生じるなど、地域によっては交通の基本的な機能が損なわれつつあると認識しております。また、船舶交通につきましても、離島へのアクセス、県外への重要な移動手段であり、さらには中部国際空港へのアクセス交通として大きな役割を担うものと考えております。

これらの交通手段の維持確保は県としましても大きな課題として受けとめておりますので、今後三重県総合交通ビジョンの策定を進める中で、いただいた御意見を踏まえて基本方針への反映を検討させていただきます。

以上でございます。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） ぜひともその方向でお願いをしたいというふうに思います。財政が厳しくなってきたから、特にまた市町と県は対等強力なパートナーシップだというふうな名目のもと、県がその地域の公共交通に関する維持確保について、市町を超えた広域でなければならないという原則はわかるんですが、どうもその部分を中心とし過ぎて、県の役割というものがどんどん小さくなってきているような感じをしております。これは去年、おととしに始まった話ではなくて、ここ5年、10年ぐらいのタームでどんどん県としての役割が縮小してきているのではないかなというふうに思います。

何もかも県が持ってくれということは申しません、もちろん。だけれども、県としてもここまでやるんだから地元のほうでもこうやってやってくれよというぐらいのリーダーシップというか、そういうイニシアチブを持っていたきたいというふうに思う次第でございまして、ぜひともこれからの三重県総合交通ビジョンの検討に当たっては充実したものになりますよう期待しておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。県立志摩病院のことにつきまして、病院事業庁を中心にお尋ねをしたいというふうに思っております。

平成24年4月1日から県立志摩病院に指定管理者制度が導入されました。この平成26年度で3年目を迎えました。最近の経営状況等についてちょっとまとめてみましたので、ごらんいただきたいと思います。

（パネルを示す）これは上の段が医師数でございます。医師数の内訳、この赤のラインがこのうちの内科医の数、青のラインが外科医の数、ここのラインが、ここから下になるのが経常赤字、上にあるのが経常黒字、ここは小さいんですけど、年度が入っています。今指しているここ、平成26年度の予算です。この赤いところから指定管理者制度が始まっておるといことでございまして、医師数が底をついた22名、平成23年でございます。このときに経常赤字は12億2500万円ほどございました。

平成26年のここの見込みでございますが、医師数につきましては内科系の増員を中心に32名、そして経常赤字は約3億8200万円へと一番最悪のときから比べると3分の1ぐらまで改善をしてきておるということでございます。志摩病院の経営に関しまして地域医療振興協会が受けていただいておりますが、非常に努力をしていただいたその成果が出てきておるのかなということで高く評価をしたいというふうに思っております。

この指定管理者制度の導入については、この議会でも多くの議論がございました。平成22年の2月でしたけれども、このときは一番ピークだったのかなと思っておりますが、一般質問だとか関連質問、この際に野呂昭彦前知事は、志摩病院の指定管理に関しまして設置者として責任を持って再生を図ると答弁をいただいております。また、そうした上で、県南部の僻地医療体制に貢献できるような全国から注目されるような病院にぜひしていきたい、あるいは指定管理者制度による委託をやることによって、病院の全く新しい魅力を売り出していくことができるのではないかとといった期待と希望に満ちあふれた言葉を当時おっしゃったわけでございます。

そこで、知事にお伺いします。指定管理者制度導入から3年目を迎える今日までの県立志摩病院の運営につきまして、設置者である知事の評価と今後の展望、期待についておっしゃっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 志摩病院の運営について、設置者である私の評価と今後の展望、期待ということでございます。

指定管理を開始しまして2年余りが経過する中で、病院の機能は順調に回復している状況にあると認識しております。具体的には先ほど議員からもグラフでお示しいただきましたが、診療体制において常勤医師の配置数が指定管理開始前の平成24年3月における21名から現在は32名と大幅に増員されています。これは内科及び救急総合診療科を中心とした医師確保や不在となっていた小児科及び皮膚科の常勤医師を配置したことなどによるもので、診療

体制の充実が図られています。

また、入院診療についても休棟していた病棟を再開し、一般病床の運用数も117床から147床に拡大するなど充実が図られています。さらに救急医療につきましては、救急総合診療科により幅広い疾患の受け入れを行うとともに、内科系救急の受け入れ時間帯を拡大してきており、本年6月からは土日、祝日を含む全日において準夜間帯の時間帯、17時から22時半ですけれども、の受け入れ体制をとるなど、一層の拡充が図られたところです。こうした取組が入院患者数や外来患者数、救急患者の受け入れ数の増加にもつながってきており、全体としては順調に病院機能の回復が図られているものと評価しているところであります。

一方、後ほど議員からも御指摘があらうかと思われませんが、常勤医師の配置がない診療科がまだ複数あることや、24時間365日の救急医療体制を整備するまでには至っていないことなど、志摩地域の医療ニーズに的確に応えていくためには課題も残っているものと考えております。

県立志摩病院が志摩地域の中核的な医療機関としての役割を担っていくには、こうした課題を解消し、診療体制の一層の回復、充実が必要となります。このため、指定管理者と病院事業庁が連携しつつ、関係機関とも十分に調整しながら、各診療科の常勤医師の配置や救急医療体制の整備などについて、可能な限り早期に実現することで志摩地域の医療が一層充実していけばと考えているところでございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 知事、もう一言お尋ねしたいんですが、前野呂知事は全国から注目されるような病院にぜひしていきたいというぐらいの思いを込めて指定管理者制度という決断をしていただきました。そのことに今の鈴木知事も変わりはないという確認をさせていただきたいんですが、お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 基本的に基本姿勢は変わりません。しかしながら、全国にというところの前に、やはり協定でお約束した、お示ししたことを実現す

るといことが責務だと思っておりますので、それに向けてしっかり頑張ります。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

では、その基本協定書に書かれておる内容が今どこまで進んでおるのかということについて、病院事業庁長に確認をさせていただきたいと思います。既に知事が御答弁いただいた中でも幾つかありますけれども、重ねての答弁で結構でございますので、お願いしたいというふうに思います。

全ての内容をここでお尋ねするというわけではなくて、4点に絞ってお尋ねしたいと思います。まず一つ目、（パネルを示す）基本協定書に書かれております基本的な医療機能として、指定管理開始3年目の平成26年度においては14診療科あるわけですが、各診療科に常勤医師等を配置し、事業計画書等に記載した治療を実施するために必要な医師を確保するとしております。循環器科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、神経内科、この5診療科については常勤医師が不在だと思われまますけれども、この確保の見通しについてお尋ねしたいというふうに思います。

それともう一つ、二つ目ですね。（パネルを示す）ここは小児科、産婦人科の件でございます。小児科及び産婦人科の入院診療体制は指定管理運用開始から3年後、平成27年度以降になるんですかね。この3年後を目標に常勤医師の確保に努める。それから、小児医療、周産期医療については、外来診療機能の回復を進めるとともに、平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置し、その上で地域の医療関係機関等との調整を行いながら、入院診療機能の回復に努めるとしております。この実現可能性について、この2点をまずお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

〔大林 清病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（大林 清） それでは、県立志摩病院の今の状況について、質問いただいた点に答弁させていただきます。

まず、常勤医師の状況でございます。どういうふうに確保しているかとい

うことにつきましては、指定管理者である地域医療振興協会による独自の採用でありますとか、またその協会が運営するほかの病院からの異動、そしてもう一つは三重大学から派遣をいただいているということで確保しておる状況でございます。

先ほど知事からも答弁していただきましたように、常勤医師の数そのものは32名と大幅に充実をしてきておるところでございますけれども、議員のほうから御指摘がありました循環器科、脳神経外科、産婦人科など、依然として確保できていない診療科、あるいはまた定年退職によって欠員のままとという状況の診療科もあります。こうした診療科につきましては、現在非常勤医師による外来診療については対応しておるところでございますけれども、常勤医師は不在という状況になっております。

このため、指定管理者に対しましては病院事業庁のほうからも常勤医師が未配置の診療科においては現在の患者数の状況、あるいは地域の医療ニーズを踏まえながら一層確保してくださいという努力の申し入れをしておりますし、また病院事業庁といたしましてもやはり三重大学のほうに医師の派遣要請につきまして指定管理者とともに継続して行っておりまして、そうした努力をすることによりまして、先ほどの診療科等々の常勤医師の早期の確保充実を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

それと、小児医療についての御質問でございますけれども、これにつきましては平成24年8月に常勤医師の配置ができて、外来診療機能の回復が図られたところでございますが、今年度小児科医師と総合診療医の連携によりまして段階的に入院診療機能の回復ができるように努力をしていきたいなというふうに思っております。

それと、周産期につきましても常勤医師がおりません。ここのところにつきましても指定管理者に強く要請をしておるところでございますけれども、まず今年度は助産師外来の拡充を図った上で、地域の方々にアピールもしながら体制の段階的な回復を目指していきたいなというふうに思っております。

以上です。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 大林庁長、えらい失礼いたしました。副議長にも失礼いたしました。私が走ってしまったら大林庁長も走ってしまって次の質問の答えを言いそうになったという裏話でございますが、ありがとうございます。

非常に努力していただいているのは評価させていただくところであります。ただ、やはり循環器科だとか、脳神経外科医だとか、本当に専門医の方の確保ということが非常に地域医療振興協会内だけでも難しい。やはり三重大学に頼らざるを得ない部分が非常にあろうかというふうに思っています。

本当に冗談みたいな話で私も言わざるを得ないんですが、地域の皆さんに病院の話をするときに、とにかく今は脳卒中だとか、心筋梗塞とか、なったらあきませんよと。ならんようにしてくださいと。なっても助かりませんからと言わざるを得ない。こういう状況を克服するために総合診療科、救急の体制整備の中でも、特に専門医の配置というものが非常に重要になってこようかと思えます。とはいうものの、診療科目間の偏在、専門医の確保というのはもう本当に全国的な大きな課題だというふうに認識しております。

また、周産期医療のことについても、これは指定管理者制度の協定を結ぶ前の募集要件の中で、周産期医療というのが最後に入り込んできたわけですが、これも非常に高いハードルだなということを前提としながら私も思っておったところでございますが、これについても努力していただいているのはよくわかりますが、やはり医師の偏在であったりだとか、特に先ほど申しました診療科目間の偏在ということで専門医の確保というのは大きな課題というふうに思っております。

先ほど大林庁長のほうから、病院事業庁も指定管理者を受けておる地域医療振興協会ともども専門医の確保に努力をいただいておりますが、県として、県の医療対策として、県立志摩病院の専門医確保に向けた取組を佐々木医療対策局長に、自席からで申しわけございませんが、初めての御答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 専門医確保に関します県の取組に

についてのお尋ねに対してお答え申し上げます。

御承知のように、現在国におきましては、実は新しい専門医制度の仕組みづくりに向けて取組が進められているところでございまして、このような流れを踏まえまして当県としましても一昨年度三重県地域医療支援センターを設置したわけですが、この地域医療支援センターの中で新しい制度の状況も念頭に置きながら、17の基本となる診療領域につきまして後期臨床研修プログラム、これを作成したところでございます。

このプログラムは何かといいますと、今申し上げた専門医資格、これ取得しながら県内の医療機関、この中には県立志摩病院のように地域の拠点となる医療機関も想定されているわけですが、こちらをローテーションしていただくということを念頭に置いているものでございまして、三重県としましては今後このプログラムを活用させていただきながら、三重大学、それから関係の医療機関とも連携しながら、当然新制度の動向も踏まえながら、県内における若手医師のキャリア形成、これを支援してまいるとともに、こういったお医者さんの県内定着を図ることにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 想定範囲内のお答えだったので、特に地域医療支援センターについてはこれからが本当に勝負、本当に機能するかどうかというところが勝負だと思っておりますので、しっかりと私も注視させていただきたいと思っておりますので、県としても病院事業庁、地域医療振興協会ともども、もちろん志摩病院だけではなく、三重県内の医師確保について努力をしていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思っております。

では、次の協定書の内容についての質問に入らせてもらいます。救急医療です。

（パネルを示す）救急医療の確保については、平成26年度以降の24時間365日体制の整備を目標とする、また診療時間外の救急外来については指定

管理開始後3年、平成26年度ということでございますが、3年を目指して内科系、外科系それぞれ1名の医師を配置し、診療体制の回復に努めるとしてありますが、その実現可能性について確認をしたいと思っております。

また、もう一つ、四つ目です。(パネルを示す)安全・安心な手厚い看護を提供するため、7対1看護基準の取得に努めるとしてありますが、現状は10対1の状況でございます。これについての見通しもお教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

**○病院事業庁長(大林 清)** それでは、2点質問をいただきまして、まず救急医療の体制の回復についてでございますけれども、救急医療体制につきましては、先ほど知事からも答弁させていただきました6月から内科系の救急体制について、土日、祝日の全日にわたって準夜間帯、夜の10時半までの受け入れを再開したところでございます。今後次の段階といたしまして、平成27年度には24時間365日の体制が確保できるよう、今、地域医療振興協会のほうに要請もし、意見交換をしておるところでございます。

それともう一つ、看護基準でございます。現状は県の運営のときから現在まで10対1の看護基準での運営ということになっております。志摩病院の入院診療機能の回復充実に当たりまして、やはり志摩地域で現状看護師の確保が非常に厳しいという状況がございます。まずは可能な限り看護師数の維持、あるいは増員に努めまして、先ほど知事からも答弁させていただきました一般病床の運用数の拡大をまず優先的に図っていきいたいなど、受け入れの枠の拡大をしていきいたいなどというふうを考えておまして、こうした回復充実に図った上で7対1看護基準の取得について検討を進めていきいたいと、現状ではこのように考えております。

[34番 中嶋年規議員登壇]

**○34番(中嶋年規)** 救急医療体制の24時間365日をしようと思うと、ドクターだけでなく看護師の確保も非常に重要になってきます。結構24時間365日ということが我々としてももちろん求めておるわけでございますが、やはり医療現場の方のお話を聞くとなかなかやっぱり人数が、人手が足りない。

特に看護師の人手が足りないということで、そこに一つのネックがある。

そういった中で、一方で反対の7対1という手厚い看護、1人のナースが7人の患者を診るという、それを一方で求めているということで、どちらを優先するのかということが非常に難しいという中で、今おっしゃられたように、10対1で入院ベッド数を確保するということをまず優先するというところについても理解をしております。

ぜひともそれとあわせて24時間365日、そしてこの後の質問にかかわってきますが、やはり志摩病院が持つべき医療機能としては急性期である7対1というところもぜひ実現していただきたいと思いますので、看護師確保についてもあわせて県のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

3項目になるんですが、県立志摩病院に求められる医療機能ということで、今参議院の厚生労働委員会で地域医療介護総合確保推進法案が審議されております。県立志摩病院を含む各医療機関は今年の10月31日までに高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった医療機能別の必要ベッド数を県へ報告し、知事はそれをもとに地域の医療提供体制の将来のあるべき姿である地域医療構想、地域医療ビジョンをつくって、国が用意する基金をもとに地域の医療介護の提供体制の再編とか強化を行うと、こういった法律の内容というふうに認識しております。

そこでお尋ねいたしますけれども、地域医療介護総合確保推進法案に基づく地域医療構想において、県立志摩病院が担う医療機能は基本協定に基づくものと考えてよろしいのでしょうか。

また、今こうした状況のもと、志摩市民病院の運営形態を平成27年4月から指定管理者制度に移行する議論が志摩市で行われております。県立志摩病院が担うべき医療機能を実現する上で、志摩市民病院が指定管理者制度に移行することによる影響を現時点でどのように捉え、今後志摩市との連携をどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○病院事業庁長（大林 清）** まず最初の地域医療構想への考え方でございます。現在国のほうで審議されておりますので、今後その具体的な内容とか、

また策定スケジュール等が国のほうから、あるいは県のほうからも示されるというふうに考えておりますので、具体的な取組はその内容を見きわめつつ、病院事業庁としても指定管理者と意見交換をしていきたいというふうに思っております。

その場合、県立志摩病院の機能につきましては、病院事業庁が指定管理者と現在締結しております基本協定で求めている病院機能が基本になるというふうに考えております。今後その検討に当たりましては、当然地域の医療ニーズを踏まえつつ、やはり国の医療政策の動向等もしっかり分析しながら対応していきたいというふうに思っております。

それと、志摩市民病院の件でございますけれども、本年5月に志摩市から志摩市議会のほうに指定管理者制度の導入について説明されたことは私どもも承知しております。ただ具体的にその制度の導入に当たりまして、志摩市民病院がどのような機能を持った病院を目指すとか、あるいは指定管理に対してどのような条件を提示していくのかというのはこれからかなというふうに思っておるところがございまして、県立志摩病院に現時点でどのような影響があるのかなということにはまだちょっと私どもとしても判断しかねる状況がございまして。

ただし、現在県立志摩病院は志摩地域における中核の病院として、二次医療機関としての役割を担っておりまして、これまでも志摩市民病院とは一定の役割分担をしてきているのかなというふうに思っておりますので、その役割分担は今後も大きく変わることはないのかなという認識も持っておるところでございます。

いずれにしましても、引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて志摩市とも意見交換を行いながら、志摩地域の医療を一層充実していけるように適切に対応していかなければいけないのかなと思っておるところでございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 志摩市民病院の運営形態が来年の4月というのは、本当

に急な話だというふうな感覚を私自身も一市民として思っております。ぜひ志摩市とも密に連携をとっていただいて、それぞれ担うべき役割というもの、これをよく議論していただいた上で、もちろん伊勢志摩サブ医療圏全体の、伊勢赤十字病院も含めた中でのあり方ということも必要かと思っておりますので、ぜひともその点について十分な密なる連携をとっていただいて、伊勢志摩地域の医療にとってマイナスにならないような方向性で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の4項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

人口維持と子育て環境というタイトルなのですが、午前中に栗野議員のほうから日本創成会議の消滅可能性都市のことについての言及がございました。この話の前段というか、前に出ている論文が極点社会の到来ということで、これは本年の2月23日に県の経営戦略会議で前岩手県知事の増田寛也氏が人口減少に加え、東京一極集中が加速する極点社会の到来を議題として提出していただいて、その後消滅可能性都市として896自治体というのが名前が出てきたということでございます。

2月の経営戦略会議を傍聴させていただいている中で、人口を維持していくために出生率を上げること、それから人口の社会移動を抑えること、それともう一つ、若い女性を引きつける地域づくりというふうな三つの点が必要だという指摘があったというふうに私は認識をしております。

人によっては、3番目の若い女性を引きつけるというのは別に若い女性だけじゃなくて、若い人という意味でいけば人口の社会移動を抑えるということに入るんじゃないということだったんだと思うんですが、私が勝手に聞いたのかもしれないんですけど、若い女性が元気な地域というのは自然と男性も元気になって人も集まってくる。店やなんかでもそうだとよく言われますけれども、そういったことをおっしゃられた委員の方がみえたような記憶があって、出生率を上げる、人口の社会移動を抑える、若い女性を引きつける地域というふうなこの3点が必要だというふうな指摘だというふうに認識をしております。

出生率を上げること、出生率を増やすこと、これはまさに少子化対策として今やっけていただいておりますし、人口の社会移動を抑えるということについては、先月三重テラスで開催された経営戦略会議でも御議論いただいているところです。

そこで3番目の若い女性を引きつける地域づくり、これについてはどう取り組むべきかというふうなことで、現時点での知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口の社会移動を抑えたりという中での若い女性を引きつける地域づくりにどう取り組むべきかということでございますけれども、社会減の対応につきましては、南部地域活性化の取組や若者の就労支援など、個別の政策としては従来取り組んでおりますけれども、流出傾向に歯どめがかかっていないという現状であります。このことから、従来の取組に加えて人口の社会移動の契機となる進学時の対応としての学ぶ場、就職、転職時の対応としての働く場、そしてそれらのベースでもあり、人を引きつける魅力ある地域としての暮らす場など、幅広い視点からの対策の検討が必要だと考えております。

女性を引きつける地域づくりに向けましては、少子化対策による産み育てやすい環境整備や働く場面における女性の活躍促進といった視点に加え、女性を引きつける魅力ある地域づくりのための地域資源や課題の抽出が必要だと考えております。そのため、全庁的な体制のもとで人口の社会減に関する丁寧な実態調査と検討を進め、基本的な考え方を整理した上でしっかりと対応していきたいと考えております。

現在の女性の意識もさることながら、高田短大の杉浦先生に女性の活躍の視点でやっていただいた調査によると、例えば働くのと働かないので生涯獲得賃金が2億円ぐらい違いますよというのを知っているか知らないかで、子どもが生まれたり、結婚して仕事を中断するかしないかが4割近く数が変わるというようなデータとかもありますので、現在の女性の意識がどうなのか。

地域資源や課題の抽出もやりますけれども、一方でこの三重県の今ある魅力の中でも、女性の皆さんにとってこういういいところがあるよという意識づけやライフプラン教育の中での意識を、そういうものを知ってもらおうというような努力もあわせてしていきたいというふうに思っています。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 実は私自身も若い女性を引きつける地域づくりはどうしていったらいいのかという自分なりのアイデアがあって議論をすれば本当はいいんでしょうけれども、なかなか思い浮かばない中で、さはさりながら天照大神が御鎮座する伊勢神宮を有する三重県であり、海女であったり、吉田沙保里選手がおったりとか、女性が活躍する三重県の中で若い女性をどう引きつけるかという中において、現在の女性だけにかかわらず、ライフプラン全体の中で女性としてこの三重県でどう活躍できるのか、どう生きていきたいのか、どう暮らしていきたいのかというところを考えていただくとすることは観点としては重要だというふうに私は思っておりますので、ぜひ引き続きの御検討を賜りたいというふうに思います。

私も引き続き、なかなか自分自身が若い女性を引きつけることができませんので、どうやってしたら若い女性を引きつける地域づくりができるのかという議論がなかなかできないんですが、しっかりとまた取り組んでいきたいなど、検討していきたいなど思っております。

先ほど知事のほうから、仕事をしながら子育てをするという継続型、それから仕事を中断してでも子育てをするということについてのお話がありました。生涯所得がこれだけ変わるんだよという話をすることによってその考え方が変わるということもあるというお話があったんですが、それについての最近の県民意識調査の結果というのを今日用意させていただきました。

まず、（パネルを示す）これは県民が幸福感を判断する際に最も重要視しているのは何ですかというところで、一番上に星をつけたんですけども、三重県は家族関係というのを常に1位で上げていただいております。家族関係が幸福感を判断する際に一番重要だと。全国的に見ると健康状態だとか家

計の状況というのが1位であるのと比較して、これは三重県民ならではの結果なのかなというふうに感じております。知事もいろんな場面でそれもおっしゃっていただいております。

もう一つ、（パネルを示す）こちらが女性の就労のことなんですけれども、女性の就労について、現行の労働環境下では仕事を中断してでも子育てをしたいという中断型ニーズがずっと働き続けるという継続型ニーズよりも高いということでございます。

知事がおっしゃったように、でも生涯賃金がこれだけ違うねんという話をしたりだとか、それからもし働き続けながら子育てができる環境やったらどうやといったときには、それは逆転するというお話も聞かせてはいただいておりますけれども、先ほどの家族が幸せを感じる上において重要であり、そしてまた今の状況下であるならば中断型ニーズが高いということを見ると、基本的に男性も女性も子どもが一定の年齢に達するまでは子育ての時間、子どもと一緒にいる時間を確保したいというニーズが全国調査に比較すれば高いのではないかなということを感じます。

平成25年6月12日、ちょうど1年ぐらい前に津田健児議員が、子どもが小さいうちは自分の手で育てたいというお母さんへの支援に関する質問に対しまして、知事のほうから、県民の皆さんの希望がかなえられるようにするのが大事であり、専業主婦的に子育てを一生懸命頑張る母親への支援について検討するという答弁がございました。ワーク・ライフ・バランスを進めるのも私は非常に重要だと思います。一方で、子どもとじっくり向き合う時間が欲しいと願う親への対応や支援について今どのように考えていらっしゃるのか。その検討状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、もう一個ですけれども、独立行政法人国立青少年教育振興機構というところが平成22年に子どもの体験活動の実態に関する調査研究、中間報告というのを発表されました。これも知事のほうから経営戦略会議の場で御披露された内容なんですけど、それは中間報告によりますと、子どものころに自

然体験や友達との遊びなどの体験が豊富な人ほど学ぶ意欲や関心、規範意識が高く、物事に対して諦めずに頑張る傾向があると。

先ほど午前中の議論でもありました森のようちえんの話もそうなのですが、まさに自然体験や友達との遊びという体験を通じて学ぶ意欲や関心、規範意識が高く、物事に対して諦めない人格形成ができるということを考えた場合、本県というのは子育て環境のポテンシャルが非常に高いのではないかなというふうに思います。

そこで、中間報告を踏まえまして子育てにおける三重県の豊かな自然環境の利活用、これをどのように進めていくのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 子育てに専念したいという親への支援についてのお尋ねでございます。

子育てへのかかわり方は家族によって様々でありまして、保育所、あるいは放課後児童クラブなど、仕事と子育てを両立したい方を対象としたサービスとともに、子育てに専念したい方のニーズに応える支援も重要で拡充が図られつつあると認識しております。

例えば、乳幼児を抱えて、ともすれば家に閉じこもりがちな親御さんが子どもを連れて気兼ねなく訪ねることのできる場所として、地域子育て支援拠点が県内には123カ所ございますが、平成27年4月から本格施行されます子ども・子育て支援の新しい制度におきましては、こうした子育てに悩む親の相談を受け付け、あるいは親同士が交流できる場や一時預かりできる場の情報提供を行ったり、また専門機関への紹介を行う利用者支援事業というものが新たに取組まれることとなっております。

また、母子保健分野の取組では、親子の孤立を防ぐために乳児家庭への全戸訪問事業、養育支援訪問等が行われておりますけれども、これまでのこうした取組では産後自宅に戻ってから全戸訪問を受けるまでの支援のあり方が一つの課題となっております。そうした中、出産前の健診から子どもが就学するまでの全ての相談援助をワンステップで行い、必要な支援につなげる

フィンランドのネウボラの取組が全国的に注目を集めています。

県内でもこれを構築すると発表された市町もございまして、また県におきましてもこのネウボラの取組を参考にして、育児の支援者がいない、あるいは育児不安が強い産後間もない母親に対して、育児負担の軽減や解消を図るため産後ケア事業を実施する市町への支援などを今年度から新たに行うこととしております。

さらに子育てに専念したい方が一旦仕事をやめて育児休業などの制度を利用しやすいように、企業等に対してマタニティ・ハラスメント防止の取組と職場風土の醸成に関する働きかけを強めるよう国に提言をしております。県といたしましても、今年度従業員の出生率とも言われます企業子宝率を調査いたしまして、その結果を多くの皆様に御紹介することで、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援し、休暇のとりやすい職場風土への改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育てにおける三重県の豊かな自然環境を生かす取組についてでございます。

みえの育児男子プロジェクトの育児男子には、子どもの生き抜く力を育てる役割が期待されておきまして、例えば休日に山や川、海、公園などで子どもと一緒に遊ぶといったことも非常に大切であると考えています。今回子どもが様々な体験をすることを通して、子どもの生きる力を育む取組を進めている花まる学習会の高濱正伸代表に育児男子プロジェクトのアドバイザーに御就任をいただきました。

花まる学習会には野外体験部という組織がありまして、毎年サマースクールや雪国スクールといった野外体験を企画運営し、平成5年の創設以来延べ2万人以上の子どもたちを引率された実績があります。高濱代表には男性の育児参画についてプロジェクト全体を通しての御助言に加えまして、野外で楽しく安全に遊んだり、体験活動を行ったりする上でのアドバイスなどをいただけたらと考えています。

三重県には子どもが様々な自然体験や野外体験を行うことができる豊かな

自然環境がありまして、例えばエコツーリズム大賞を受賞した二つの団体があるなど、活動の受け皿となる団体も県内にはございます。高濱代表のノウハウやネットワークをおかりして三重県の持つ豊かな自然環境を活用し、子どもの豊かな育ちにつながるような取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。多岐にわたる観点の御答弁を賜りました。

本当に様々なニーズがあつて、様々な状況があつて、それに全ての皆さんに満足できるような体制を求めがちな我々に対して、非常に大変だとは思いますが、ぜひとも豊富な政策手段を用意していただいて、いろんな人の願いがかなうような三重県づくりに取り組んでいただきたい。特に子育て世代に対してはそれをお願いしたいというふうに思います。

そういう三重県に来ればいろんな子育ての仕方ができるよだとか、育児男子が非常にたくさんいるよとか、もしかするとそれが若い女性を引きつける地域づくりになるのかもしれないので、そうした観点からもぜひこれからの取組に期待しておりますので、頑張っていただきたいということを申し上げまして、時間が余りましたけれども、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

粟野仁博議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 舟橋裕幸議員。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 新政みえの舟橋でございます。午前中の粟野議員の音楽科の設置についての関連をさせていただきたいと思っております。

少し古い話ですがけれども、私がたしか2期目ころのときに、その当時は三重県立高校に芸術科を設置してほしいという請願が出たと思うんです。その

際にはたしか声楽、器楽、書道、絵画全ての団体の長が署名をした請願でございました。当然全会一致で請願が採択されて、その請願に深くかかわらせていただいた私としてはうれしく思ったところでございます。

加えてその年だったと思いますが、教育警察常任委員会が芸術科を有する岡山県の県立高校に県外調査へ行きました。私も同行しましたので、その先進事例も見てまいったところでございます。その後の県の請願処理経過を見ておきますと、先ほどのように総合的に検討してまいりたいというようなのがずっと続いていました。

水面下で話をしておりますと、いや、とにかく音楽の教室は防音施設や何やかで金がかかるんです、器楽を買うのにも金がかかります、先生も書道もあり、絵画もあり、声楽もあり、それぞれ違いますから人材もかかるんです。高校でなおかつ芸術をやって芸大、美大へ行くような子たちは小さいころから個人の先生についていますから、高校へ行行ったときにその先生の教育方針と合わないケースが多々ありますから、果たして高校に音楽科、芸術科をつくることはどうでしょうね云々かんぬん、飯野高校にもちょっとありますしというような会話をした覚えがあります。

その後、先ほど紹介がありましたように、白子高校にコースができました。これが今の三重県の請願に対する回答かなと、また、これが限界かなというふうに思っておりましたところ、今日栗野議員が音楽科の設置を提案されました。十数年前の総合的に判断をしますと、検討しますというお答えでしか返ってこなかったのが非常に残念でございます。

ある面ではあの請願採択のころに、たしか記憶が間違いなければ企画員としてみえた今の教育長がそれ以降もずっと教育委員会に在籍をし、この間おっていただいたはずでありますので、私と教育長だけはこの請願については十分記憶のある方だろうと思いますので、改めてこの間の議論経過、また課題等について請願以降どういう取組をされたかお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（山口千代己） 平成12年の第4回定例会で三重県立高等学校に芸術

科の設置に関する請願が出されまして採択ということでございますが、平成13年の8月と10月に保護者、学識経験者を含む三重県高等学校教育改革推進協議会で2回ほど協議をいただきました。その後、県内の全ての中学校1年生、2年生を対象にアンケート調査を実施、そして11月には芸術教育にかかわった専門家から御意見を伺っております。

平成14年度につきましては庁内にワーキンググループを立ち上げまして、外部の芸術に詳しい専門的知識を持たれた公立芸術大学の助教授、国立大学教育学部音楽と美術の担当教授、世界的楽器メーカー日本支社長、県内で活躍する画家等などを加えて意見交換会を行い、コンセプトや施設設備など本県における芸術学科等のあり方について検討をいただきました。

平成15年度につきましては一定方向性が出されまして、その中で専門家の方々が多大な施設、あるいは施設経費や経常経費を伴う芸術科の新設は現在の厳しい財政状況を踏まえると難しい。今後も芸術科のあり方に関する研究を継続していくということが平成15年度でございました。

そんな中で、平成16年度にこれまで高等学校の特色化、魅力化の一環の中で、吹奏楽で実績のありました白子高等学校の普通科に文化教養吹奏楽コースを設置して始め出したということでございます。そのときも平成17年第1回の定例会で、今後も芸術科のあり方に関する研究については継続して研究してまいりますと、そういうようなことを報告させていただいたところでございます。

それ以降にも実は学科改編とか、あるいは新設に当たっては伊賀白鳳高校だとか、あるいは総合学科の新設に当たっては必ず地元の中学校、保護者の意見を聞きながら、芸術に関する学びが学科にふさわしいかどうかということアンケート調査するなどやってまいりまして、伊賀白鳳高校については工業デザイン科ということで平成21年に新たに出発しておるところでございます。

以上でございます。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 総合的に検討するだけじゃなくて、やっぱり過去の議論、経過も含めて丁寧に答弁をいただきたいなと思いましたので、こういう関連質問をさせてもらいました。

確かにコストがかかるんですよ。しかしながら、芸術の世界だけで飯を食べる人というのはほんの一握りであり、当然その人が三重県に住むということとはまれでございます。そういった意味では、県立高校の先生として、常勤、非常勤は別にしても、そういうところで一定の糧を得ながら、そして自分の資質を高め、そして三重県の文化芸術のレベルを上げていくためには、やっぱり同時に三重県の卒業生が戻ってこられる雇用の場としても大切な取組じゃないかなというふうに思いますけれども、先ほどの答弁に近いかもしれませんが、県立高校における文化だとか芸術に対する指針みたいなものに少しお考えがあればお聞かせ願います。

○教育長（山口千代己） 本当に広く裾野を広げると。文化芸術に対する理解を深めて心豊かな人材を育成するということは大切だと思っております、三重県教育ビジョンにも書いてございます。毎年度みえ高文祭というのをやらせていただいておりますが、非常に専門的に学ばなくても芸術に対する興味関心が深い子どもがたくさんいます。あるいは平成21年に全国高等学校総合文化祭、25年度には近畿高等学校総合文化祭というのをやらせていただきました。そんな中で、子どもたちが本当に輝いて見えるということで、我々としては高等学校の教育課程の中にそういう芸術の時間を充実できるような機会を提供してまいりたいなと思っております。

なお、専門的な学科はどうなんだということでございますが、最近白子高等学校では名古屋音楽大学と平成25年に高大連携を結んで大学との連携を始めると。それで、鈴鹿地区は御案内かも知れませんが、例えば桜島小学校のリコーダークラブだとか、あるいは千代崎中学校の吹奏楽、そういう小・中と大学と高校がどうやって連携しながら専門的なことを深めていくかということについても今後教育委員会としても考えてまいりたいと思います。

以上です。

[41番 舟橋裕幸議員登壇]

- 41番（舟橋裕幸） スポーツ系の私がかんな質問をするのも変ですけども、やっぱり高校生は文武両道にしっかりと育っていただきたいという思いを込めて質問させていただきました。ありがとうございました。（拍手）
- 副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

- 副議長（奥野英介） 着席のまま、暫時休憩いたします。  
午後3時9分休憩

---

午後3時10分開議

## 開 議

- 議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

- 議長（永田正巳） 日程第2、議案第127号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

稲垣昭義予算決算常任委員長。

[稲垣昭義予算決算常任委員長登壇]

- 予算決算常任委員長（稲垣昭義） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第127号平成26年度三重県一般会計補正予算（第2号）につきましては、去る6月6日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

議案第127号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（永田正巳） お諮りいたします。明10日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、明10日は休会とすることに決定いたしました。

6月11日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時13分散会